【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成29年2月8日提出

【発行者名】 野村アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 CEO兼執行役社長 渡邊 国夫

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目12番1号

【事務連絡者氏名】 松井 秀仁

【電話番号】 03-3241-9511

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 ピムコ・世界インカム戦略ファンド(円コース)

信託受益証券に係るファンドの名称】 ピムコ・世界インカム戦略ファンド(米ドルコース)

ピムコ・世界インカム戦略ファンド(世界通貨分散コース)

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 継続募集額(平成29年2月9日から平成30年2月8日まで)

信託受益証券の金額】 ピムコ・世界インカム戦略ファンド(円コース)

2兆円を上限とします。

ピムコ・世界インカム戦略ファンド (米ドルコース)

2兆円を上限とします。

ピムコ・世界インカム戦略ファンド(世界通貨分散コース)

2兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ピムコ・世界インカム戦略ファンド (円コース)

ピムコ・世界インカム戦略ファンド (米ドルコース)

ピムコ・世界インカム戦略ファンド(世界通貨分散コース)

これらを総称して「ピムコ・世界インカム戦略ファンド」または「各ファンド」という場合、あるいは個別に「ファンド」という場合があります。また、「ピムコ・世界インカム戦略ファンド(円コース)」を「円コース」、「ピムコ・世界インカム戦略ファンド(米ドルコース)」を「米ドルコース」、「ピムコ・世界インカム戦略ファンド(世界通貨分散コース)」を「世界通貨分散コース」という場合があります。なお、「円コース」、「米ドルコース」、「世界通貨分散コース」を総称して「各コース」という場合があります。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

信用格付

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まの受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

各ファンドにつき2兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル) <受付時間> 営業日の午前9時~午後5時 インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

(5)【申込手数料】

申込手数料はありません。

(6)【申込単位】

1円以上1円単位(当初元本1口=1円)

なお、販売会社や申込形態によっては、申込単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社に お問い合わせください。

(7)【申込期間】

平成29年 2月 9日から平成30年 2月 8日まで

*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

(9)【払込期日】

販売会社の定める期日までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、「委託者」 (または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、「受託者」(または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。 株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

世界各国(新興国を含みます。)の債券等(国債、政府機関債、社債、モーゲージ証券、資産担保証券、 ハイ・イールド債券、企業向け貸付債権(バンクローン)等)および派生商品等を実質的な主要投資対

象 とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行なうことを基本とします。

世界各国(新興国を含みます。)の債券等(国債、政府機関債、社債、モーゲージ証券、資産担保証券、ハイ・イールド債券、企業向け貸付債権(バンクローン)等)および派生商品等を主要投資対象とする円建ての外国投資信託と、円建ての国内籍の投資信託である「野村マネー マザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。なお、「実質的な主要投資対象」とは、これらのファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

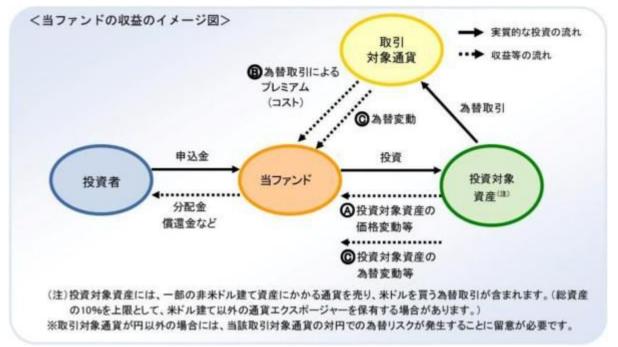
「ピムコ・世界インカム戦略ファンド」は、投資する外国投資信託において為替取引手法の異なるコース から構成されています。

コース名	各コースが投資対象とする外国投資信託の為替取引手法	
ш-, -,	原則として、純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り	
円コース	円買いの為替取引を行ないます。	
米ドルコース	外貨建資産について、原則として対円で為替ヘッジを行ないません。	
= .=	原則として、純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドルを売	
世界通貨分散コース	 り先進国および新興国の複数通貨を買う為替取引 を行ないます。	

外貨建資産について、複数の先進国および新興国の通貨に概ね均等に投資を行ないます。

当ファンドの収益のイメージ

当ファンドは、投資対象資産の運用に加えて、為替取引による通貨の運用も行なっております。

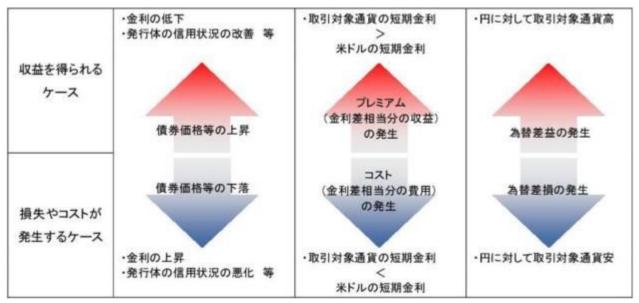


野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

各ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益源に相応してリスクが内在して いることに留意が必要です。(括弧内は、損失やコストの発生要因を表します。)



- 1 円コースでは、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。
- 2 米ドルコースでは、原則として対円で為替ヘッジを行なわないため、対円での為替変動の影響を受けます。
- *各ファンドは投資対象である外国投資信託において、総資産の10%を上限として米ドル建て以外の通貨エクスポージャーを保有す る場合があるため、当該部分について対円での為替変動の影響を受けます。



取引対象通貨が新興国通貨の場合などは、為替取引によるプレミアム/コストに短期金利差がそのまま反映されない場合があり ます。

市況動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。

信託金の限度額

信託金限度額は、各ファンドにつき7,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を 変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りで す。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(ピムコ・世界インカム戦略ファンド(円コース))

《商品分類表》

単位型·追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株 式
十位王	海 外	不動産投信
追加型	内 外	その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般		(日本を含む)		
┃ 大型株	年2回			
中小型株		日本		
l	年4回			
│ 債券		北米	ファミリーファンド	あり
一般	年6回			(部分ヘッジ
公債	(隔月)	区欠州		(高位))
社債	7.0 0			
その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性	(毎月)	++		
()	日々	オセアニア		
┃ ┃ 不動産投信		中南米	ファンド・オブ・ファン	
小割连投信	その他	中用小	ズ	なし
その他資産		アフリカ		/ & ∪
(投資信託証券		7 7 7 7 7		
(債券 一般))		中近東		
		(中東)		
┃ ┃ 資産複合		(1214)		
		エマージング		
▲ ` 資產配分固定型				
資産配分変更型				

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象 資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(債券)とが異な ります。

> (ピムコ・世界インカム戦略ファンド(米ドルコース)) (ピムコ・世界インカム戦略ファンド(世界通貨分散コース))

《商品分類表》

単位型·追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
		(収益の源泉)

単位型	国内	株 式
	海外	不動産投信
追加型	内 外	その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般		(日本を含む)		
大型株	年2回			
中小型株	7 .5	日本		
 <u> </u>	年4回	JL 1/	¬->!! ¬->.!	+- 12
┃ 債券 ┃ 一般	年6回	北米	ファミリーファンド	あり
│ 一版 │ 公債	年6回 (隔月)	区欠州		()
│	(PI#3/3)	EA711		
その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性	(毎月)			
()	, , ,	オセアニア		
	日々			
┃不動産投信	61	中南米	ファンド・オブ・ファン	なし
U >/n ->-	その他		ズ	
その他資産	()	アフリカ		
(投資信託証券 (債券 一般))		中近東		
(限分 一放))		(中東)		
┃ ┃資産複合		(*1***)		
		エマージング		
■ `				
資産配分変更型				

各ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(債券)とが異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

- 《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 http://www.toushin.or.jp/
 - 一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(平成22年7月1日現在)

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファ

ンドをいう。

「投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資 信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

「補足分類]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組み あるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運 用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合 には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

「決算頻度による属性区分 1

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする 旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨 の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

「投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

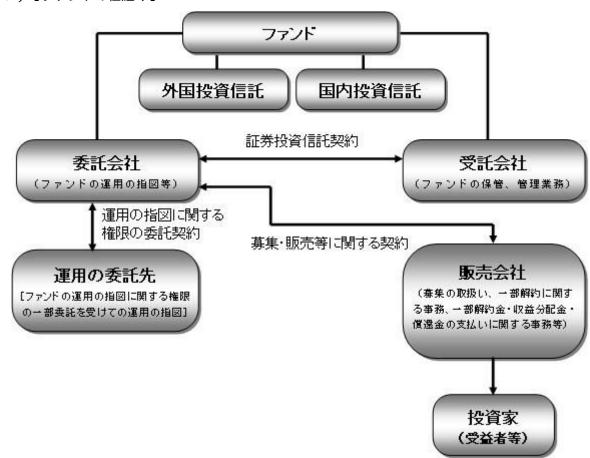
- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[特殊型]

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型 / 絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

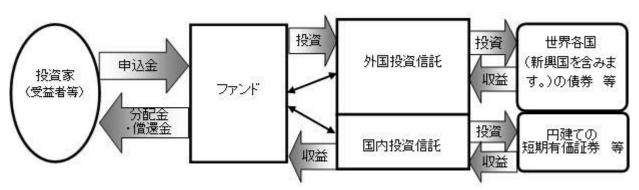
(2)【ファンドの沿革】

(3)【ファンドの仕組み】



《ファンド・オブ・ファンズ方式について》

ファンドは、円建ての外国投資信託および国内投資信託を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



ファンド	ピムコ・世界インカム戦略 ファンド(円コース)	ピムコ・世界インカム戦略 ファンド(米ドルコース)	ピムコ・世界インカム戦略 ファンド(世界通貨分散コー ス)
	PIMCOバミューダ・インカ	PIMCOバミューダ・インカ	PIMCOバミューダ・インカ
外国投資信託	ム・ファンドA - クラスN	ム・ファンドA - クラスN	ム・ファンドD - クラスN
	(JPY)	(USD)	(World)
国内投資信託	野村マネー マザーファンド		-

委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社
運用の委託先	ピムコジャパンリミテッド

委託会社の概況(平成28年12月末現在)

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所 東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

昭和34年(1959年)12月1日 野村證券投資信託委託株式会社として設立

平成9年(1997年)10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村

アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

平成12年(2000年)11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

平成15年(2003年)6月27日 委員会等設置会社へ移行

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

円建ての外国投資信託および国内投資信託「野村マネーマザーファンド」に投資します。

ファンド	投資対象
ピムコ・世界インカム戦略ファンド	PIMCOバミューダ・インカム・ファンドA - クラスN (JPY)
(円コース)	野村マネー マザーファンド
ピムコ・世界インカム戦略ファンド	PIMCOバミューダ・インカム・ファンドA - クラスN (USD)
(米ドルコース)	野村マネー マザーファンド
ピムコ・世界インカム戦略ファンド	PIMCOバミューダ・インカム・ファンドD - クラスN (World)
(世界通貨分散コース)	野村マネー マザーファンド

通常の状況においては、外国投資信託への投資を中心としますが、投資比率には特に制限は設けず、各 投資対象ファンドの収益性および流動性ならびにファンドの資金動向等を勘案のうえ決定します。

通常の状況において、外国投資信託への投資比率は概ね90%以上を目処とします。

運用にあたっては、「ピムコジャパンリミテッド」に、運用の指図に関する権限の一部を委託します。

委託する範囲 : 外国投資信託受益証券の運用

委託先名称 : ピムコジャパンリミテッド

委託先所在地 : 東京都港区

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

ピムコジャパンリミテッドについて

PIMCO(パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー)グループの日本の拠点で、1997年に設立されました。

PIMCOは1971年に米国に設立された世界有数の債券運用に高い専門性を有する資産運用会社であり、ドイツのミュンヘンに拠点を置く総合金融グループであるアリアンツSEの傘下にあります。 PIMCOは、グローバルな拠点展開により世界の債券市場のセクターを広範にカバーする充実した運用調査体制を有し、幅広い投資プロダクトを提供しています。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

世界各国(新興国を含みます。)の債券等(国債、政府機関債、社債、モーゲージ証券、資産担保証券、ハイ・イールド債券、企業向け貸付債権(バンクローン)等)および派生商品等に投資する外国投資信託と、野村マネー マザーファンドを主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げる ものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ.有価証券
 - 口.約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
 - 八. 金銭債権(イ及び口に掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

有価証券の指図範囲等(信託約款)

委託者(委託者から委託を受けた者を含みます。)は、信託金を、円建ての外国投資信託受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 3.国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- 4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件

付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。

金融商品の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第 2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指 図することができます。

- 1.預金
- 2. 指定金銭信託(上記 に掲げるものを除く。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形

(参考)各コースが投資対象とする外国投資信託の概要

PIMCOバミューダ・インカム・ファンドA - クラスN (JPY) / N (USD)

PIMCOバミューダ・インカム・ファンドD - クラスN (World)

(英領バミューダ諸島籍円建外国投資信託)

(英領バミューダ語	省島籍円建外国投資信託)
<運用の基本方針>	
実質的な 主要投資対象	世界各国(新興国を含みます。)の債券等(国債、政府機関債、社債、モーゲージ証券、資産担保証券、ハイ・イールド債券、企業向け貸付債権(バンクローン)等)および派生商品等
投資方針	PIMCOバミューダ・インカム・ファンドAおよびPIMCOバミューダ・インカム・ファンドDをファンドといいます。 ・ファンドは、PIMCOバミューダ・インカム・ファンド(M)受益証券への投資を通じて、世界各国(新興国を含みます。)の債券等(国債、政府機関債、社債、モーゲージ証券、資産担保証券、ハイ・イールド債券、企業向け貸付債権(バンクローン)等)および派生商品等に実質的に投資を行ない、インカムゲインの最大化と長期的な値上がり益の獲得を目指します。 ・通常、総資産の65%以上を世界各国(新興国を含みます。)の債券等(国債、政府機関債、社債、モーゲージ証券、資産担保証券、ハイ・イールド債券、企業向け貸付債権(バンクローン)等)および派生商品等に実質的に投資をより、企業向け貸付債権(バンクローン)等)および派生商品等に実質的に投資・企業向け貸付債権(バンクローン)等)および派生商品等に実質的に投資・企業向け貸付債権(バンクローン)等)および派生商品等に実質的に投資を企ます。・ポトフォリオの平均デュレーションは、原則として0~8年の範囲で調整します。・米ドル建て以外の資産に投資を行なった場合は、投資顧問会社が、原則として当該資産にかかる通貨を売り、米ドルを買う為替取引を行ないます。ただし、総資産の10%以内の範囲で、米ドル建て以外の通貨エクスポージャーを、実質的に保有することができます。 ・クラスN(JPY)は、原則として、純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行ないます。クラスN(World)は、原則として、純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドルを売り先進国および新興国の複数通貨を選定します。選定する通貨の数は原則として12通貨とし、通貨エクスポージャーの配分は、概ね均等とすることを基本とします。

,
有価証券届出書(内国投資信託受益証券)
・ハイ・イールド債券等(ムーディーズ社、スタンダード&プアーズ社、

主な投資制限	フィッチ社、もしくはその他の一般的に認められた格付機関により、投資適格 未満の格付を付与された債券等(格付がない場合は同等の信用度を有すると投 資顧問会社が判断するものを含みます。))への実質投資割合は総資産の50% 以内とします。ただし、資産担保証券およびモーゲージ証券についてはこの限 りではありません。 ・新興国の発行体が発行する銘柄への実質投資割合は総資産の20%以内としま す。 ・デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。
収益分配方針	毎月、利子収入および売買益等から分配を行なう方針です。
償還条項	投資顧問会社による償還決議がなされた場合、受益者の利益に反する場合、また受益者による償還決議がなされた場合等には、ファンドを償還する場合があります。
<主な関係法人>	
管理会社 投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
受託会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー (ケイマン)・リミ テッド
管理事務代行会社 保管受託銀行	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー
名義書換事務受託会 社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ (ルクセンブルグ)・エス・シー・エー
<管理報酬等>	
信託報酬	なし
申込手数料	なし
信託財産留保額	なし
その他の費用	信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の 処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管など に要する費用、借入金の利息および立替金の利息、訴訟費用および損害賠償費 用等。

上記のほか、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の 要件を満たしております。

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーについて

「運用体制]

PIMCOのポートフォリオ・マネジメント・グループはチーム体制で運営されており、合議制を可能にするためにハブ&スポークス型のシステムをとっております。即ち、上席ポートフォリオ・マネージャーで構成されるインベストメント・コミッティーがチームの中心でハブとしての役割を果たし、各債券セクターのスペシャリスト・ポートフォリオ・マネージャーからのあらゆる債券セクターの情報や戦略面でのアイディアを受け取り、ポートフォリオ・マネジメント・グループ内で日々緊密に連絡をとりながら投資戦略の立案・実行が行われます。

尚、実効性のあるリスク管理を行うため、PIMCOでは全ての取引及びポートフォリオについて、ポートフォリオ・マネジメント、アカウント・マネジメント、リーガル/コンプライアンスの独立した3部門が互いに牽制し合う形でモニターする体制が採られております。

(参考)国内投資信託の概要

「野村マネー マザーファンド」 運 用 の 基 本 方 針 約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1)投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益 の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

株式への投資は行ないません。

外貨建資産への投資は行ないません。

有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産 総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいま す。)の利用は行ないません。

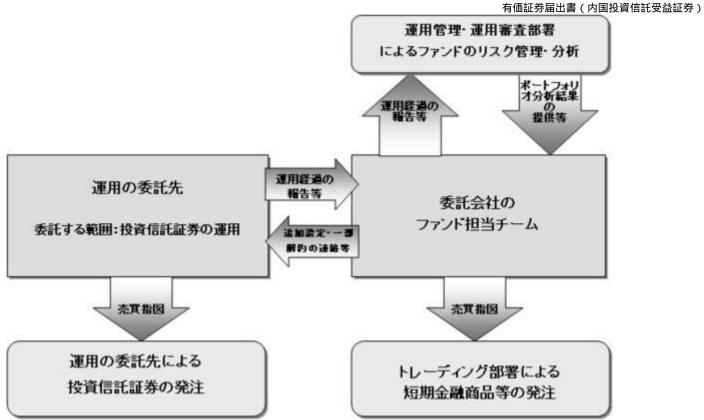
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

「野村マネー マザーファンド」の運用体制等について

経済調査部署による国内外の経済調査および発行体の信用力調査をもとに、運用担当者が債券・短期金融商品等の銘柄選定やポートフォリオの構築を行ないます。運用審査部署がファンドのリスク管理・分析を行ない、モニタリング・分析結果を運用チームに提供します。

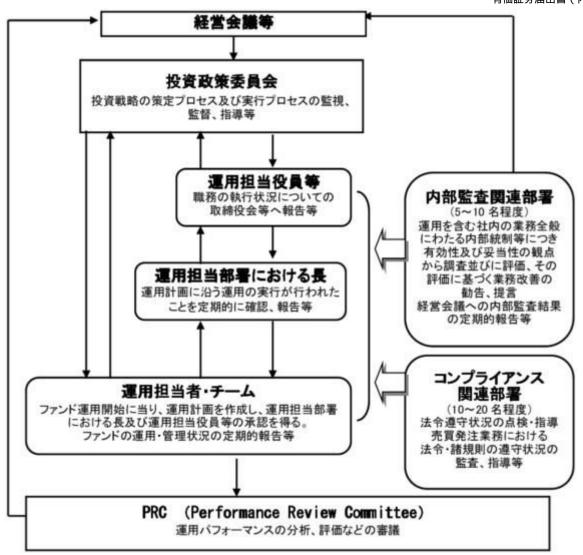
(3)【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、 信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けて おります。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、 投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務 付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス 体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、上記 の範囲内で、原則として利子・配当等収益等および基準価額水準等を勘案 して委託者が決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行

ないます。

*委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの決算日

原則として毎年5月および11月の各16日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

(5)【投資制限】

運用の基本方針 2運用方法 (3)投資制限(信託約款)

- ・投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への直接投資は行ないません。
- ・デリバティブの直接利用は行ないません。
 - 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。) の実質的な利用は行ないません。
- ・株式への直接投資は行ないません。
- ・同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ・前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

公社債の借入れ(信託約款)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供 の指図を行なうものとします。
- ()上記()の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ()信託財産の一部解約等の事由により、上記()の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の 純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れ た公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ()上記()の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ(信託約款)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託 財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日か ら信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開

始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合 の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証 券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日におけ る信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- ()収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業 日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用 による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証さ<u>れているものではなく、基準価額の下</u> 落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[債券価格変動リスク]

債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に 投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興 国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。また、ファンドの実質 的な投資対象に含まれるハイ・イールド債券等の格付の低い債券については、格付の高い債券に比 べ、価格が大きく変動する可能性や組入債券の元利金の支払遅延および支払不履行などが生じるリス クが高いと想定されます。

[バンクローンの価格変動リスク]

バンクローンは、信用度の変動等により価格が変動します。ファンドの実質的な投資対象にはバンク ローンが含まれますので、これらの影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれるバ ンクローンについては、格付の高いバンクローンに比べ、価格が大きく変動する可能性や組入バンク ローンの元利金の支払遅延および支払不履行等が生じる可能性が高いと想定されます。また、一般的 にバンクローンは債券と比べて流動性が低いと考えられます。そのため、市場の混乱時やファンドに 大量の資金変動が生じた場合等には機動的に保有資産を売買できない場合があります。また、バンク ローンを売却する際の売却価値が当初の投資価値を大幅に下回る場合があります。

[為替変動リスク]

<円コース>

投資する「クラスN(JPY)」においては、原則として当該クラスの純資産総額を米ドル換算した 額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引により、対円で為替ヘッジを行ないます。な お、総資産の10%を上限として実質的に保有する米ドル建て以外の通貨エクスポージャー部分につ いては、対円での為替変動の影響を受けます。また、当該通貨に対する円高と米ドルに対する円 安が同時に進行した場合等には、双方の為替変動の影響による二重の損失が発生する場合等があ ります。

<米ドルコース>

投資する「クラスN(USD)」においては、組入資産について、原則として対円で為替ヘッジを行 ないませんので、米ドルの対円での為替変動の影響を受けます。また、総資産の10%を上限として 実質的に保有する米ドル建て以外の通貨エクスポージャー部分については、対円での為替変動の 影響を受けます。

<世界通貨分散コース>

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

投資する「クラスN(World)」においては、原則として当該クラスの純資産総額を米ドル換算し た額とほぼ同額程度の米ドルを売り、先進国および新興国の複数通貨を買う為替取引(当該通貨 が米ドルの場合は、為替取引を行ないません。)を行ないますので、当該通貨の対円での為替変 動の影響を受けます。また、総資産の10%を上限として実質的に保有する米ドル建て以外の通貨工 クスポージャー部分については、対円での為替変動の影響を受けます。

各ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が 低い状況となる可能性が高く、その結果、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになるこ とも想定されます。

各ファンド(米ドルコースを除く)の通貨の金利が米ドルの金利より低い場合、為替取引によるコ スト(金利差相当分の費用)がかかるため、基準価額の変動要因となります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用は ありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用がで きない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があり ます。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行にな る可能性があります。

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合 などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

ファンドの主要投資対象である外国投資信託は、マスター・フィーダー方式およびマルチクラス方式で運 用を行ないます。そのため、マスターファンドを投資対象とする他のファンドおよびクラスに追加設定・ 買戻し(解約)等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マスターファンドにおいて売買等が生じた場 合などには、外国投資信託の純資産価格に影響を及ぼす場合があります。この結果、ファンドの基準価額 に影響を及ぼす場合があります。

ファンドが各々投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、当該ファンドを繰 上償還させます。

ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及 ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規 制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運 用上の制約を大きく受ける可能性があります。

上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があ ります。

金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決 済機能の停止その他やむを得ない事情(実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは 流動性の極端な減少等)があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入・ 換金の各受付けを中止すること、および既に受付けた購入・換金の各受付けを取り消す場合があります。 外国投資信託の組入資産について為替取引を行なう一部の新興国の為替市場においては、内外の為替取引

の自由化が実施されておらず、実際の現地通貨での金銭の受渡に制約があるため、ファンドはNDF (ノン・デリバラブル・フォワード)を用いる場合があります。

NDFの取引価格の値動きと、実際の為替市場の値動きは、需給などの市況や規制等により大きく乖離する場合があり、その結果、ファンドの投資成果は、実際の為替市場や、金利市場の動向から想定されるものから大きく乖離する場合があります。なお、今後、NDFが利用できなくなった場合、ファンドの投資方針に沿った運用ができなくなる場合があります。

NDFとは、為替取引を行なう場合に利用する直物為替先渡取引の一種で、当該国の通貨を用いず、米ドルまたはその他の主要な通貨によって差金決済する取引をいいます。

店頭デリバティブ取引等の金融取引に関して、国際的に規制の強化が行なわれており、ファンドが実質的に活用する当該金融取引が当該規制強化等の影響をうけ、当該金融取引を行なうための担保として現金等を提供する必要がある場合があります。その場合、追加的に現金等を保有するため、ファンドの実質的な主要投資対象の組入比率が下がり、高位に組入れた場合に期待される投資効果が得られないことが想定されます。また、その結果として、実質的な主要投資対象を高位に組入れた場合と比べてファンドのパフォーマンスが悪化する場合があります。

ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部 または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産は その相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった 場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準 価額と比べて下落することになります。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

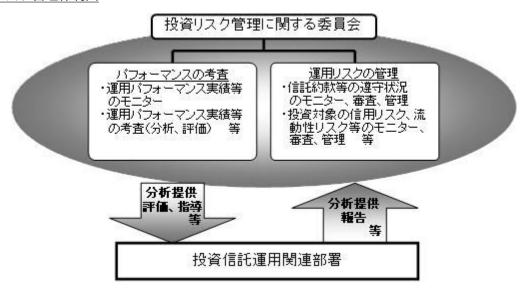
パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、 審議を行ないます。

運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是 正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図



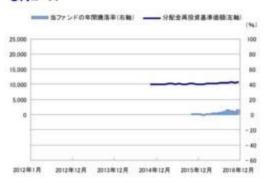
投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

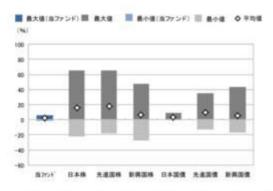
リスクの定量的比較

(2012年1月末~2016年12月末:月次)

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉 〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉

●円コース

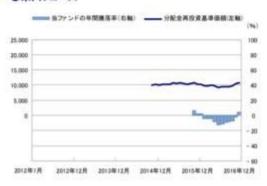


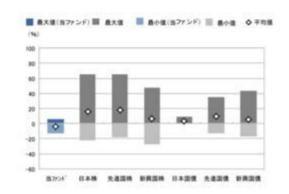


	掛ファンド	日本株	先进国株	新用図株	日本国債	先進閣債	新用饭店
最大值(%)	6.0	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小值(%)	△ 0.9	△ 22.0	Δ 17.5	△ 27.4	0.5	Δ 12.3	△ 17.4
平均值(%)	2.7	15.4	17.9	6.2	3.2	9.3	5.2

- 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- 年間騰落率は、2015年11月から2016年12月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2012 年 1 月から 2016 年 12 月の 5 年間(当ファンドは 2015 年 11 月から 2016 年 12 月)の各月末における 1 年間の議落 座の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- *決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

●米ドルコース



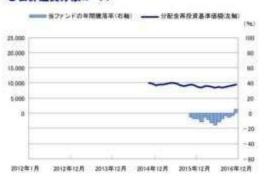


	商ファント	日本株	先退菌株	新興業株	日本国債	先進国債	新典図集
最大值(%)	6.2	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小值(%)	∆ 12.8	△ 22.0	Δ 17.5	△ 27.4	0.5	Δ 12.3	Δ 17.4
平均值(%)	∆ 42	15.4	17.9	6.2	3.2	9.3	5.2

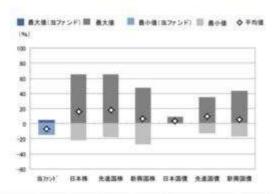
- 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- 年間機落率は、2015年11月から2016年12月の各月末における1年間の機落率を表示したものです。
- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 2012 年 1 月から 2016 年 12 月の 5 年間 (当ファンドは 2015 年 11 月から 2016 年 12 月) の各月末における 1 年間の機落 率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉

●世界通貨分数コース



(ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較)



	当フケンド	日本株	失進案株	新興国株	日本閣債	先進節債	新角田県
最大値(5)	4.6	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小值(%)	Δ.15.1	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	0.5	Δ 123	∆ 17.4
年均值(%)	A 6.9	15.4	17.9	6.2	3.2	9.3	5.2

- 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000 として
- 指数化し、設定日の属する月末より表示しております。 • 年間機落率は、2015 年 11 月から 2016 年 12 月の各月末に おける 1 年間の機落率を表示したものです。
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 2012 年 1 月から 2016 年 12 月の5 年間(当ファンドは 2015 年 11 月から 2016 年 12 月)の各月末における1 年間の機落 率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金両投資基準価額は、投引前の分配金を両投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

- <代表的な資産クラスの指数>
- 〇日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 〇先進国株: MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ペース)
- 〇新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 〇日本国債: NOMURA-BPI国債
- 〇先進国債:シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 〇新興国債: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- ○東証株価指数(TOPIX)(配当込み)・・・重証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、株式会社東京経券取引所(検東京経券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、検東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、検東京証券取引所はより提供、保証又は販売されるものではなく、検東京証券取引所は、ファンドの発行文は売買に起因するいかなる機器に対しても、責任を有しません。
- OMSGI-KOKUSAI指数(配当込み、円ペース)。MSGIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース)・・MSGI-KOKUSAI指数(配当込み、円ペース)。MSGIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース)は、MSGIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSGIに帰属します。またMSGIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ONOMIRA-BPI園債・・NOMURA-BPI園債の契約財産機は、野村證券株式会社に機構します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI園債の正確性、完全性、復報性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI園債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動。サービスに関し一切責任を負いません。
- ○シティ世界国債インデックス(数く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・「シティ世界国債インデックス(数く日本、ヘッジなし・円ベース)」は、Chigroup Index LLCが開発した日本を除く世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスで、Chigroup Index LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利は、Chigroup Index LLCが有しています。
- O.PRモルガン・ガバメント・ポンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ペース)・・・「肝モルガン・ガバメント・ポンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ペース)!」にこでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベル・自然の、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、無敵商品の売買を勧誘。何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値を値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や程とおける会計デドバイスを送的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は彼かなものと考えられますが、、PMargan Chase 5 Co. 及びその子会社〈以下、JFM〉がその完全性や延伸性を保証するものではありません。含まれる情報は適切位し、変更としることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。未満れて含まれる会計体の多数問点について、JFMやその役乗員がロング・ショート両方を含めてボジシュンを持ったり、表更を行ったり、ましたはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、ブレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または資主になっている可能性もあります。米国のJF Margan Securities LLG(ここでは「ブロダクト」と呼びます」「「指数スポンサー」は、指数に関する経券、金融無品または取引(ここでは「ブロダクト」と呼びます」「こついての収益、保護または表売役達を行いません。証券成いは全部商品を放成、成いは特にブロダクトへの収益、保護について、また全を対しまりとなる投資の可含について、指数スポンサーは一に相談とより、サービ・ボースを持ちる投資機会を指数によって実施されたりません。を表はは他のではありません。相談は信削できると考えられる情報によって実施されたいますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は信頼できると考えられる情報によって実施されていますが、その完全性や正確性。また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保育する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに機関します。

。PMSLLCIENASCI, NYSE, SIPCIO宣音をです。JPMorganiEJP Morgan Chase Bank, NA, JPSL J.P. Morgan Securities PLC。またはその関係要性が従業銀行に 務を行う際に使用する名称です。

(出所:株式会社野村総合研究所、Citigroup Index LLC 他)

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2)【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

<円コース、米ドルコース>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年1.1124% (税抜年1.03%)の率(「信託報酬率」といいます。)を乗じて得た額とし、信託報酬は毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託報酬率の配分については、次の通り(税抜)とします。

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
年0.95%	年0.05%	年0.03%

運用の委託先が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から、毎年5月および11月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、信託財産に属する運用の指図に関する権限を委託する外国投資信託受益証券の時価総額の日々の平均値に、年0.60%を乗じて得た額とします。

<世界通貨分散コース>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年1.1664% (税抜年1.08%)の率(「信託報酬率」といいます。)を乗じて得た額とし、信託報酬は毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託報酬率の配分については、次の通り(税抜)とします。

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
年1.00%	年0.05%	年0.03%

運用の委託先が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から、毎年5月および11月ならびに信託契約終了のと き支払うものとし、その報酬額は、信託財産に属する運用の指図に関する権限を委託する外国投資信託 受益証券の時価総額の日々の平均値に、年0.65%を乗じて得た額とします。

支払先の役務の内容

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
ファンドの運用とそれに	購入後の情報提供、運用	ファンドの財産の保管・
伴う調査、受託会社への	報告書等各種書類の送	管理、委託会社からの指
指図、法定書面等の作	付、口座内でのファンド	図の実行等
成、基準価額の算出等	の管理および事務手続き	
	等	

(4)【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益

者の負担とし、ファンドから支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に 相当する金額はファンドから支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信 託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

* これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税) 15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

< 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税 >

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに 限ります。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》	《配当所得》
・ <u>特定</u> 公社債 (注1) の利子 ・ <u>公募</u> 公社債投資信託の収益 分配金	特定公社債、 <u>公募</u> 公社債投資信託、上場株 式、公募株式投資信託の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益 分配金

- (注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除きます。)などの一定の公社債をいいます。
- (注2)株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金(解約)時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

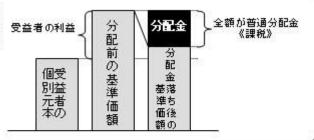
追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

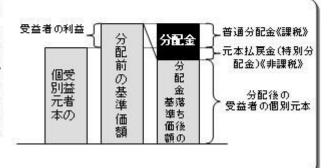
分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。

①分配金落ち後の基準価額が受益者の個別 元本と同額の場合または受益者の個別元 本を上回っている場合には分配金の全額 が普通分配金となります。



②分配金落ち後の基準価額が受益者の個別 元本を下回っている場合には、その下回る 部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を 受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除 した額が、その後の受益者の個別元本となります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものでは ありません。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容(平成28年12月末現在)が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は平成28年12月30日現在の運用状況であります。 また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

ピムコ・世界インカム戦略ファンド (円コース)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	バミューダ	599,827,032	97.52
親投資信託受益証券	日本	10,008	0.00
現金・預金・その他資産(負債控除後)		15,223,773	2.47
合計(純資産総額)		615,060,813	100.00

ピムコ・世界インカム戦略ファンド (米ドルコース)

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	バミューダ	241,890,264	98.55
親投資信託受益証券	日本	10,008	0.00
現金・預金・その他資産(負債控除後)		3,543,468	1.44
合計(純資産総額)		245,443,740	100.00

ピムコ・世界インカム戦略ファンド (世界通貨分散コース)

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	バミューダ	10,732,548	98.79
親投資信託受益証券	日本	10,008	0.09
現金・預金・その他資産(負債控除後)		120,761	1.11
合計(純資産総額)		10,863,317	100.00

(参考)野村マネー マザーファンド

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
地方債証券	日本	818,086,483	4.08
特殊債券	日本	6,005,824,203	29.95
社債券	日本	4,028,849,583	20.09
コマーシャルペーパー	日本	899,993,210	4.48
現金・預金・その他資産(負債控除後)		8,295,178,939	41.37
合計 (純資産総額)		20,047,932,418	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

ピムコ・世界インカム戦略ファンド (円コース)

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
			PIMCOバミューダ・インカム・ファ ンドA - クラスN(JPY)	58,772	10,194	599,169,707	10,206	599,827,032	97.52
2		親投資信託 受益証券	野村マネー マザーファンド	9,803	1.0210	10,008	1.0210	10,008	0.00

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97.52
親投資信託受益証券	0.00
合 計	97.52

ピムコ・世界インカム戦略ファンド (米ドルコース)

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
			PIMCOバミューダ・インカム・ファ ンドA - クラスN (USD)	23,848	9,479	226,063,538	10,143	241,890,264	98.55
2		親投資信託 受益証券	野村マネー マザーファンド	9,803	1.0210	10,008	1.0210	10,008	0.00

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.55
親投資信託受益証券	0.00
合 計	98.55

ピムコ・世界インカム戦略ファンド (世界通貨分散コース)

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
			PIMCOバミューダ・インカム・ファ ンドD‐クラスN(World)	1,101	9,035	9,947,535	9,748	10,732,548	98.79
2		親投資信託 受益証券	野村マネー マザーファンド	9,803	1.0210	10,008	1.0210	10,008	0.09

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.79
親投資信託受益証券	0.09
合 計	98.88

(参考)野村マネー マザーファンド

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	特殊債券	中部国際空港社 債 財投機関債 第2回	1,500,000,000	100.08	1,501,226,210	100.08	1,501,226,210	0.489	2017/2/24	7.48
2	日本	社債券	三菱東京UFJ銀行 第132 回特定社債間限 定同順位特約付	800,000,000	100.03	800,277,749	100.03	800,277,749	0.46	2017/1/24	3.99
3	日本	社債券	三井住友銀行 第56回社債間 限定同順位特約 付	600,000,000	100.03	600,188,114	100.03	600,188,114	0.47	2017/1/20	2.99
4	日本	社債券	東日本旅客鉄道 第5回	500,000,000	100.50	502,505,836	100.50	502,505,836	3.3	2017/2/25	2.50
5	日本	特殊債券	商工債券 利付 (3年)第17 3回	500,000,000	100.10	500,519,435	100.10	500,519,435	0.2	2017/6/27	2.49
6	日本	特殊債券	しんきん中金債 券 利付第26 8回	500,000,000	100.09	500,485,014	100.09	500,485,014	0.4	2017/3/27	2.49
7	日本	特殊債券	中日本高速道路 社債 第15回	420,000,000	100.20	420,849,036	100.20	420,849,036	0.931	2017/3/17	2.09
8	日本	特殊債券	日本学生支援債券 財投機関債第38回	400,000,000	100.02	400,092,590	100.02	400,092,590	0.1	2017/2/20	1.99
9	日本	特殊債券	銀行等保有株式 取得機構債券 政府保証第26 回	350,000,000	100.01	350,045,586	100.01	350,045,586	0.1	2017/1/20	1.74
10	日本	社債券	小田急電鉄 第 64回社債間限 定同順位特約付	320,000,000	100.01	320,049,029	100.01	320,049,029	0.21	2017/1/25	1.59
11	日本	特殊債券	商工債券 利付 第743回い号	300,000,000	100.13	300,399,583	100.13	300,399,583	0.4	2017/4/27	1.49
12	日本	特殊債券	しんきん中金債 券 利付第26 6回	300,000,000	100.04	300,127,456	100.04	300,127,456	0.45	2017/1/27	1.49
13	日本	社債券	大阪瓦斯 第7回社債間限定同順位特約付	200,000,000	100.72	201,455,812	100.72	201,455,812	3.4	2017/3/20	1.00
14	日本	地方債証券	広島県 公募平 成 1 8 年度第 4 回	200,000,000	100.42	200,844,098	100.42	200,844,098	1.79	2017/3/27	1.00
15	日本	社債券	みずほコーポ レート銀行 第 30回特定社債 間限定同順位特 約付	200,000,000	100.20	200,414,725	100.20	200,414,725	0.34	2017/7/25	0.99
16	日本	社債券	ホンダファイナ ンス 第19回 社債間限定同順 位特約付	200,000,000	100.17	200,357,080	100.17	200,357,080	0.372	2017/6/20	0.99

受益証券)

		T	1					有価証	券届出書	(内国投資	資信託:
17	日本	特殊債券	商工債券 利付 第745回い号	200,000,000	100.17	200,347,166	100.17	200,347,166	0.35	2017/6/27	0.99
18	日本	社債券	みずほコーポ レート銀行 第 29回特定社債 間限定同順位特 約付	200,000,000	100.14	200,287,090	100.14	200,287,090	0.46	2017/4/21	0.99
19	日本	特殊債券	農林債券 利付 第742回い号	200,000,000	100.11	200,220,800	100.11	200,220,800	0.45	2017/3/27	0.99
20	日本	地方債証券	北海道 公募 (5年)平成2 3年度第14回	200,000,000	100.09	200,184,600	100.09	200,184,600	0.35	2017/3/23	0.99
21	日本	社債券	三井住友ファイ ナンス&リー ス 第4回社債 間限定同順位特 約付	200,000,000	100.08	200,166,244	100.08	200,166,244	0.554	2017/2/23	0.99
22	日本	特殊債券	農林債券 利付 第740回い号	200,000,000	100.04	200,085,532	100.04	200,085,532	0.5	2017/1/27	0.99
23	日本	社債券	みずほコーポ レート銀行 第 28回特定社債 間限定同順位特 約付	200,000,000	100.03	200,079,156	100.03	200,079,156	0.515	2017/1/25	0.99
24	日本	特殊債券	地方公共団体金 融機構債券(2 年)第2回	200,000,000	100.03	200,072,778	100.03	200,072,778	0.1	2017/3/28	0.99
25	日本	コマーシャ ルペーパー	三井住友 F & L	200,000,000		199,998,504		199,998,504			0.99
26	日本	コマーシャ ルペーパー	三井住友 F & L	200,000,000		199,998,504		199,998,504			0.99
27	日本	コマーシャ ルペーパー	三井住友 F & L	200,000,000		199,998,504		199,998,504			0.99
28	日本	コマーシャ ルペーパー	三井住友 F & L	200,000,000		199,998,504		199,998,504			0.99
29	日本	地方債証券	仙台市 公募平 成 2 3 年度第 1 回	159,410,000	100.02	159,455,031	100.02	159,455,031	0.36	2017/1/27	0.79
30	日本	社債券	みずほコーポ レート銀行 第 7回特定社債間 限定同順位特約 付	100,000,000	101.18	101,186,357	101.18	101,186,357	2.08	2017/7/27	0.50

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
地方債証券	4.08
特殊債券	29.95
社債券	20.09
コマーシャルペーパー	4.48
合 計	58.62

【投資不動産物件】

ピムコ・世界インカム戦略ファンド (円コース) 該当事項はありません。

ピムコ・世界インカム戦略ファンド (米ドルコース) 該当事項はありません。

ピムコ・世界インカム戦略ファンド (世界通貨分散コース) 該当事項はありません。

(参考)野村マネー マザーファンド 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

ピムコ・世界インカム戦略ファンド(円コース)

該当事項はありません。

ピムコ・世界インカム戦略ファンド (米ドルコース)

該当事項はありません。

ピムコ・世界インカム戦略ファンド (世界通貨分散コース)

該当事項はありません。

(参考)野村マネー マザーファンド

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

ピムコ・世界インカム戦略ファンド (円コース)

平成28年12月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額	(百万円)	1口当たり純資産額(円)		
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)	
第1計算期間	(2015年 5月18日)	1	1	1.0153	1.0153	
第2計算期間	(2015年11月16日)	107	107	1.0136	1.0136	
第3計算期間	(2016年 5月16日)	245	245	1.0329	1.0329	
第4計算期間	(2016年11月16日)	533	533	1.0563	1.0573	
	2015年12月末日	123		1.0049		
	2016年 1月末日	130		0.9987		
	2月末日	179		0.9921		

3月末日	214	1.01	20
4月末日	237	1.02	78
5月末日	249	1.03	71
6月末日	293	1.03	60
7月末日	336	1.04	92
8月末日	383	1.05	53
9月末日	461	1.05	90
10月末日	505	1.06	54
11月末日	550	1.05	79
12月末日	615	1.06	40

ピムコ・世界インカム戦略ファンド (米ドルコース)

平成28年12月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額	(百万円)	1口当たり純	資産額(円)
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間	(2015年 5月18日)	1	1	1.0318	1.0318
第2計算期間	(2015年11月16日)	97	97	1.0624	1.0624
第3計算期間	(2016年 5月16日)	171	171	0.9719	0.9719
第4計算期間	(2016年11月16日)	225	225	1.0026	1.0026
	2015年12月末日	116		1.0352	
	2016年 1月末日	126		1.0149	
	2月末日	154		0.9721	
	3月末日	165		0.9800	
	4月末日	167		0.9853	
	5月末日	174		0.9832	
	6月末日	177		0.9208	
	7月末日	197		0.9535	
	8月末日	206		0.9419	
	9月末日	210		0.9360	
	10月末日	217		0.9775	
	11月末日	233		1.0405	
	12月末日	245		1.0813	

ピムコ・世界インカム戦略ファンド (世界通貨分散コース)

平成28年12月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間	(2015年 5月18日)	0.9	0.9	0.9897	0.9897
第2計算期間	(2015年11月16日)	9	9	0.9390	0.9390

				有個証券	<u> </u>
第3計算期間	(2016年 5月16日)	15	15	0.8742	0.8742
第4計算期間	(2016年11月16日)	10	10	0.8845	0.8845
	2015年12月末日	9		0.9084	
	2016年 1月末日	11		0.8680	
	2月末日	13		0.8378	
	3月末日	14		0.8923	
	4月末日	15		0.8984	
	5月末日	15		0.8786	
	6月末日	14		0.8370	
	7月末日	15		0.8596	
	8月末日	13		0.8548	
	9月末日	12		0.8559	
	10月末日	13		0.8839	
	11月末日	10		0.9129	
	12月末日	10		0.9520	

【分配の推移】

ピムコ・世界インカム戦略ファンド (円コース)

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2014年11月20日~2015年 5月18日	0.0000円
第2計算期間	2015年 5月19日~2015年11月16日	0.0000円
第3計算期間	2015年11月17日~2016年 5月16日	0.0000円
第4計算期間	2016年 5月17日~2016年11月16日	0.0010円

ピムコ・世界インカム戦略ファンド (米ドルコース)

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2014年11月20日~2015年 5月18日	0.0000円
第2計算期間	2015年 5月19日~2015年11月16日	0.0000円
第3計算期間	2015年11月17日~2016年 5月16日	0.0000円
第4計算期間	2016年 5月17日~2016年11月16日	0.0000円

ピムコ・世界インカム戦略ファンド(世界通貨分散コース)

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2014年11月20日~2015年 5月18日	0.0000円
第2計算期間	2015年 5月19日~2015年11月16日	0.0000円
第3計算期間	2015年11月17日~2016年 5月16日	0.0000円

第4計算期間	2016年 5月17日~2016年11月16日	0.0000円
--------	-------------------------	---------

【収益率の推移】

ピムコ・世界インカム戦略ファンド(円コース)

	計算期間	収益率
第1計算期間	2014年11月20日~2015年 5月18日	1.5%
第2計算期間	2015年 5月19日~2015年11月16日	0.2%
第3計算期間	2015年11月17日~2016年 5月16日	1.9%
第4計算期間	2016年 5月17日~2016年11月16日	2.4%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

ピムコ・世界インカム戦略ファンド(米ドルコース)

	計算期間	収益率
第1計算期間	2014年11月20日~2015年 5月18日	3.2%
第2計算期間	2015年 5月19日~2015年11月16日	3.0%
第3計算期間	2015年11月17日~2016年 5月16日	8.5%
第4計算期間	2016年 5月17日~2016年11月16日	3.2%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

ピムコ・世界インカム戦略ファンド(世界通貨分散コース)

	計算期間	収益率
第1計算期間	2014年11月20日~2015年 5月18日	1.0%
第2計算期間	2015年 5月19日~2015年11月16日	5.1%
第3計算期間	2015年11月17日~2016年 5月16日	6.9%
第4計算期間	2016年 5月17日~2016年11月16日	1.2%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4)【設定及び解約の実績】

ピムコ・世界インカム戦略ファンド(円コース)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

第1計算期間	2014年11月20日~2015年 5月18日	1,000,000		1,000,000
第2計算期間	2015年 5月19日~2015年11月16日	104,695,959		105,695,959
第3計算期間	2015年11月17日~2016年 5月16日	132,858,319	901,545	237,652,733
第4計算期間	2016年 5月17日~2016年11月16日	281,759,211	14,751,524	504,660,420

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ピムコ・世界インカム戦略ファンド (米ドルコース)

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2014年11月20日~2015年 5月18日	1,000,000		1,000,000
第2計算期間	2015年 5月19日~2015年11月16日	90,996,433		91,996,433
第3計算期間	2015年11月17日~2016年 5月16日	93,614,195	8,678,883	176,931,745
第4計算期間	2016年 5月17日~2016年11月16日	50,951,756	2,497,828	225,385,673

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ピムコ・世界インカム戦略ファンド (世界通貨分散コース)

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2014年11月20日~2015年 5月18日	1,000,000		1,000,000
第2計算期間	2015年 5月19日~2015年11月16日	9,628,505		10,628,505
第3計算期間	2015年11月17日~2016年 5月16日	7,234,679		17,863,184
第4計算期間	2016年 5月17日~2016年11月16日	364,561	6,816,943	11,410,802

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

参考情報





分配の推移

(1万口あたり、課税前)

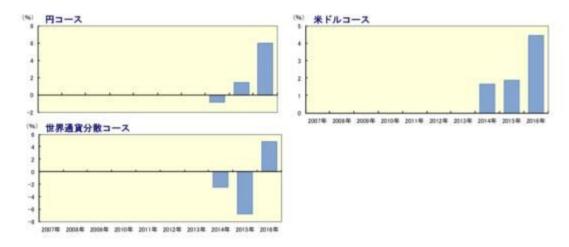
	円コース		米ドル コース		世界通貨分散コース	
2016年11月	10	円	0	m	0	円
2016年5月	0	H	0	円	0	H
2015年11月	0	円	0	m	0	円
2015年5月	0	m	0	円	0	円
設定来累計	10	m	0	m	0	m

主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率(上位)

			投資比率(%)		
順位	明位 銘柄	機類	3~1	米ドルコース	世界通貨分数コース
1	FNMA TBA 3.0% FEB 30YR	米国政府系モーゲージ証券	3.1	3.2	3.2
2	U S TREASURY NOTE	米国政府関連債	2.8	2.8	2.8
3	U S TREASURY NOTE	米国政府関連債	2.1	2.1	2.1
4	FNMA TBA 3.5% JAN 30YR	米国政府系モーゲージ証券	1.8	1.8	1.8
5	GT 1999-5 A6 SEQ WM28 WC9.427200	証券化商品(除く住宅ローン担保証券)	1.8	1.8	1.8
6	U S TREASURY NOTE	米国政府関連債	1.7	1.7	1.7
7	ENERGY FUTURE/EFIH DIP TL	パンクローン	1.5	1.5	1.5
8	FHLMC TBA GOLD 3.0% FEB 30YR	米国政府系モーゲージ証券	1.4	1.4	1.4
9	FHLMC TBA GOLD 3.0% JAN 30YR	米国政府系モーゲージ証券	1.2	1.2	1.2
10	U S TREASURY NOTE	米国政府間連債	1.1	1.1	1.2

年間収益率の推移



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ファンドにベンチマークはありません。・2014年は設定日(2014年11月20日)から年末までの収益率。
- -2016年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホー ムページで開示している場合があります。●グラフの緩軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第2【管理及び運営】

- 1【申込(販売)手続等】
 - ・ファンドは、投資一任口座に係る契約 に基づいて、投資一任口座の資金を運用するためのファンドで

す。ファンドの買付けの申込みを行なう投資家は、販売会社に投資一任口座を開設した者等に限るものと します。

当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあります。

- ・申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。
- ・取得申込みの受付けについては、午後3時までに取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付けにかか る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。
- ・販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日(「申込不可日」といいます。)には、原則として 取得の申込みができません。

申込日当日がニューヨーク証券取引所の休場日と同日付の場合 申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル) <受付時間> 営業日の午前9時~午後5時 インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

- ・販売の単位は、1円以上1円単位(当初元本1口=1円)とします。
- ・販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。
- ・受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。
- ・販売会社の定める期日までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(実質的な投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消す場合があります。

購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳し くは販売会社にお問い合わせください。

2【換金(解約)手続等】

- ・受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ・一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解

約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

ただし、販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求ができません。(申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。)

- ・受益者は、受益権を、1口単位で換金できます。
- ・換金価額は、換金のお申込み日の翌営業日の基準価額となります。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル) <受付時間> 営業日の午前9時~午後5時 インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

- ・信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。
- ・解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(実質的な投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)により、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。
- ・金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(実質的な投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

< 基準価額の計算方法 >

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表

示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法				
外国投資信託	原則、基準価額計算日の前日(前日が当該外国投資信託の営業日でない場合は				
外国权其后 配	うる直近)の純資産価格で評価します。				
公社債等	原則として、基準価額計算日 ¹ における以下のいずれかの価額で評価します。 ² 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)				
	金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く)				
	価格情報会社の提供する価額				

- 1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
- 2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成36年11月18日までとします(平成26年11月20日設定)。

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

原則として、毎年5月17日から11月16日までおよび11月17日から翌年5月16日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

- (a) ファンドの繰上償還条項
 - ()委託者は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回っ

た場合、各ファンドの受益権の口数を合計した口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

()委託者は、各ファンドにつき、主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

- ()委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項()」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ()上記()の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が 属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、 議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しない ときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ()上記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ()上記()から()までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記()から()までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。
- ()委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ()委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(c) 運用報告書

各ファンドにつき、ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に 対して交付します。

(d) 信託約款の変更等

- ()委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ()委託者は、上記()の事項(上記()の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ()上記()の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ()上記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数 をもって行ないます。
- ()書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ()上記()から()までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ()上記()から()の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

http://www.nomura-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

- ()受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d)信託約款の変更等」にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ()委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(h) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1.他の受益者の氏名または名称および住所
- 2.他の受益者が有する受益権の内容

(i) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに 当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

なお、運用の外部委託を行う場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

収益分配金の支払い開始日

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

累積投資契約を結んでいる場合には、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金請求権の失効

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

償還金の支払い開始日

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金(解約)手続等」を ご参照下さい。

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

第3【ファンドの経理状況】

ピムコ・世界インカム戦略ファンド(円コース)

ピムコ・世界インカム戦略ファンド (米ドルコース)

ピムコ・世界インカム戦略ファンド (世界通貨分散コース)

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間(平成28年5月17日から平成28年11月16日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ピムコ・世界インカム戦略ファンド(円コース)】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第3期 (平成28年 5月16日現在)	第4期 (平成28年11月16日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	11,593,288	20,964,156
投資信託受益証券	240,900,480	525,083,280
親投資信託受益証券	10,009	10,008
流動資産合計	252,503,777	546,057,444
資産合計	252,503,777	546,057,444
負債の部		
流動負債		
未払金	6,101,451	10,370,366
未払収益分配金	-	504,660
未払受託者報酬	27,013	61,793
未払委託者報酬	900,386	2,059,741
未払利息	18	25
その他未払費用	1,744	4,056
流動負債合計	7,030,612	13,000,641
負債合計	7,030,612	13,000,641
純資産の部		
元本等		
元本	237,652,733	504,660,420
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	7,820,432	28,396,383
(分配準備積立金)	6,197,364	20,767,440
元本等合計	245,473,165	533,056,803
純資産合計	245,473,165	533,056,803
負債純資産合計	252,503,777	546,057,444

(2)【損益及び剰余金計算書】

			(単位:円)
	第3期 ⁷ 成27年11月17日 ⁷ 成28年 5月16日	自 至	第4期 平成28年 5月17日 平成28年11月16日
営業収益			
受取配当金	2,905,360		17,658,640
受取利息	814		-
有価証券売買等損益	3,843,210		8,443,559
営業収益合計	6,749,384		9,215,081
三 営業費用			
支払利息	338		3,018
受託者報酬	27,013		61,793
委託者報酬	900,386		2,059,741
その他費用	1,744		4,056
営業費用合計	929,481		2,128,608
営業利益又は営業損失()	5,819,903		7,086,473
経常利益又は経常損失()	5,819,903		7,086,473
当期純利益又は当期純損失()	5,819,903		7,086,473
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	18,937		141,086
期首剰余金又は期首欠損金()	1,440,359		7,820,432
剰余金増加額又は欠損金減少額	586,134		14,651,775
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	586,134		14,651,775
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,027		516,551
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	7,027		516,551
分配金	-		504,660
期末剰余金又は期末欠損金()	7,820,432		28,396,383

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 海田姿产の証価甘油及び証価さけ	投資信託受益証券
1.運用資産の評価基準及び評価方法	仅具 治 式文量能分
	基準価額で評価しております。
	親投資信託受益証券
	基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	受取配当金
	受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買
	が行なわれる日において、当該収益分配金額を計上しております。
	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理
足説明	的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条
	件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること
	もあります。
4 . その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、平成28年 5月17日から平成28年
	11月16日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第3期			第4期	
	平成28年 5月16日現在			平成28年11月16日現在	
1 .	計算期間の末日における受益権の総数		1 .	計算期間の末日における受益権の総数	
		237,652,733 🗆			504,660,420□
2 .	計算期間の末日における1単位当たりの	純資産の額	2 .	計算期間の末日における1単位当たりの	の純資産の額
	1口当たり純資産額	1.0329円		1口当たり純資産額	1.0563円
	(10,000口当たり純資産額)	(10,329円)		(10,000口当たり純資産額)	(10,563円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

		第3期			1	第4期	
	自 平成2	27年11月17日			自 平成2	28年 5月17日	
	至 平成2	28年 5月16日			至 平成2	28年11月16日	
1.	運用の外部委託費用			1	.運用の外部委託費用		
	信託財産の運用の指図に係	系わる権限の全部	又は一部を委託す		信託財産の運用の指図に係	系わる権限の全部	又は一部を委託す
	る為に要する費用				る為に要する費用		
	支払金額 496,068円				支払金額 1,129,340円		
2.	分配金の計算過程			2	.分配金の計算過程		
	項目				項目		
	費用控除後の配当等収益額	А	2,497,878円		費用控除後の配当等収益額	А	15,366,423円
	費用控除後・繰越欠損金補填	В	3,303,088円		費用控除後・繰越欠損金補填	В	0円
	後の有価証券売買等損益額				後の有価証券売買等損益額		
	収益調整金額	С	4,157,716円		収益調整金額	С	21,645,232円
	分配準備積立金額	D	396,398円		分配準備積立金額	D	5,905,677円

· 右価証券届出書(内国投資信託受益証券)

当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	10,355,080円
当ファンドの期末残存口数	F	237,652,733□
10,000口当たり収益分配対象	G=E/F × 10,000	435円
額		
10,000口当たり分配金額	Н	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

2	`白+	ᇻ
3	. 15 /	加情報

平成28年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付 き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融 市場では利回り水準が低下しております。この影響に より、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担 する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息とし て表示しております。

	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	山首(内国权其后
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	42,917,332円
当ファンドの期末残存口数	F	504,660,420□
10,000口当たり収益分配対象 額	G=E/F × 10,000	850円
10,000口当たり分配金額	Н	10円
収益分配金金額	I=F x H/10,000	504,660円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第3期	第4期
自 平成27年11月17日	自 平成28年 5月17日
至 平成28年 5月16日	至 平成28年11月16日

1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第 同左 4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用 の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資とし て運用することを目的としております。

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

|当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コー ル・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。

これらは、金利変動リスク、バンクローンの価格変動リス ク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動 性リスクにさらされております。

3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員 会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行 なっております。

市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把 握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっておりま す。

信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関す る情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた 組入制限等の管理を行なっております。

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を 把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

1. 金融商品に対する取組方針

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左

3.金融商品に係るリスク管理体制

(2)金融商品の時価等に関する事項

第3期	第4期
平成28年 5月16日現在	平成28年11月16日現在
1 . 貸借対照表計上額、時価及び差額	1 . 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価し	同左
ているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
<i>h</i> ₀	
2 . 時価の算定方法	2 . 時価の算定方法
投資信託受益証券	同左
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して	
おります。	
親投資信託受益証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して	
おります。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時	
価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお	
ります。	

(関連当事者との取引に関する注記)

第3期	第4期
自 平成27年11月17日	自 平成28年 5月17日
至 平成28年 5月16日	至 平成28年11月16日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般	同左
の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない	
ため、該当事項はございません。	

(その他の注記)

1 元本の移動

	第3期		第4期
自习	平成27年11月17日	自	平成28年 5月17日
至平	平成28年 5月16日	至	平成28年11月16日
期首元本額	105,695,959円	期首元本額	237,652,733円
期中追加設定元本額	132,858,319円	期中追加設定元本額	281,759,211円
期中一部解約元本額	901,545円	期中一部解約元本額	14,751,524円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

	第3期	第4期	
4-1-	自 平成27年11月17日	自 平成28年 5月17日	
種類	至 平成28年 5月16日	至 平成28年11月16日	
	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)	
投資信託受益証券	3,841,402	8,417,581	
親投資信託受益証券	3	1	
合計	3,841,405	8,417,582	

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(平成28年11月16日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(平成28年11月16日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証 券	証 日本円 PIMCOバミューダ・インカム・ファンドA - クラスN (JPY)		51,504	525,083,280	
	小計	銘柄数:1	51,504	525,083,280	1
	組入時価比率:98.5%			100.0%)
	合計			525,083,280	
親投資信託受益	日本円	野村マネー マザーファンド	9,803	10,008	
証券	小計	銘柄数:1	9,803	10,008	
		組入時価比率:0.0%		0.0%)
	合計			10,008	
合計			525,093,288		

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

該当事項はありません。

【ピムコ・世界インカム戦略ファンド(米ドルコース)】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第3期 (平成28年 5月16日現在)	第4期 (平成28年11月16日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,613,590	5,197,953
投資信託受益証券	167,575,968	221,873,574
親投資信託受益証券	10,009	10,008
流動資産合計	176,199,567	227,081,535
資産合計	176,199,567	227,081,535
負債の部		
流動負債		
未払金	3,465,786	-
未払受託者報酬	22,374	32,330
未払委託者報酬	745,665	1,077,469
未払利息	13	6
その他未払費用	1,432	2,086
流動負債合計	4,235,270	1,111,891
負債合計	4,235,270	1,111,891
純資産の部		
元本等		
元本	176,931,745	225,385,673
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	4,967,448	583,971
(分配準備積立金)	2,322,455	12,751,060
元本等合計	171,964,297	225,969,644
純資産合計	171,964,297	225,969,644
負債純資産合計	176,199,567	227,081,535

(2)【損益及び剰余金計算書】

			(単位:円 <u>)</u>
	第3期 自 平成27年11月17日 至 平成28年 5月16日	自 至	第4期 平成28年 5月17日 平成28年11月16日
受取配当金	2,005,480		11,643,210
受取利息	810		-
有価証券売買等損益	12,621,653		2,282,201
営業収益合計	10,615,363		9,361,009
営業費用			
支払利息	174		907
受託者報酬	22,374		32,330
委託者報酬	745,665		1,077,469
その他費用	1,432		2,086
営業費用合計	769,645		1,112,792
営業利益又は営業損失()	11,385,008		8,248,217
経常利益又は経常損失()	11,385,008		8,248,217
当期純利益又は当期純損失()	11,385,008		8,248,217
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	560,329		71,187
期首剰余金又は期首欠損金()	5,741,952		4,967,448
剰余金増加額又は欠損金減少額	485,540		81,184
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-		81,184
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	485,540		-
剰余金減少額又は欠損金増加額	370,261		2,849,169
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	370,261		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-		2,849,169
分配金	-		-
期末剰余金又は期末欠損金()	4,967,448		583,971

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券
	基準価額で評価しております。
	親投資信託受益証券
	基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	受取配当金
	受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買
	が行なわれる日において、当該収益分配金額を計上しております。
	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理
足説明	的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条
	件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること
	もあります。
4 . その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、平成28年 5月17日から平成28年
	11月16日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第3期		第4期	
	平成28年 5月16日現在		平成28年11月16日現在	
1.	計算期間の末日における受益権の総数	1.	計算期間の末日における受益権の総数	
	176,931,745[]		225,385,673□
2 .	投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定す			
	る額			
	元本の欠損 4,967,448円	3		
3.	計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	2 .	計算期間の末日における1単位当たりの	の純資産の額
	1口当たり純資産額 0.9719円	3	1口当たり純資産額	1.0026円
	(10,000口当たり純資産額) (9,719円)	(10,000口当たり純資産額)	(10,026円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期	第4期		
自 平成27年11月17日	自 平成28年 5月17日		
至 平成28年 5月16日	至 平成28年11月16日		
1.運用の外部委託費用	1.運用の外部委託費用		
信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託す	信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託す		
る為に要する費用	る為に要する費用		
支払金額 410,487円	支払金額 591,517円		
2.分配金の計算過程	2.分配金の計算過程		
項目	項目		
費用控除後の配当等収益額 A 1,236,663円	費用控除後の配当等収益額 A 10,455,588円		

野村アセット	·マネシメント株式会社(l	∃12460)
有価証券届	出書(内国投資信託受益	証券)

費用控除後・繰越欠損金補填	В	0円
後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	С	6,745,226円
分配準備積立金額	D	1,085,792円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	9,067,681円
当ファンドの期末残存口数	F	176,931,745□
10,000口当たり収益分配対象	G=E/F × 10,000	512円
額		
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

2		• +п	情報	ᄞ
_	1⊨	1 / III I	נ פון ו	ᅝ

平成28年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。

	有伽証券組	出書(内国投資信
費用控除後・繰越欠損金補填	В	0円
後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	С	9,915,940円
分配準備積立金額	D	2,295,472円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	22,667,000円
当ファンドの期末残存口数	F	225,385,673□
10,000口当たり収益分配対象	G=E/F × 10,000	1,005円
額		
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第3期	第4期
自 平成27年11月17日	自 平成28年 5月17日
至 平成28年 5月16日	至 平成28年11月16日
1.金融商品に対する取組方針	1.金融商品に対する取組方針
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第	同左
4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用	
の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資とし	
て運用することを目的としております。	
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コー	同左
ル・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の	
2 有価証券関係に記載しております。	
これらは、金利変動リスク、バンクローンの価格変動リス	
ク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動	
性リスクにさらされております。	
3.金融商品に係るリスク管理体制	3.金融商品に係るリスク管理体制
•	•

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員 同左会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた 組入制限等の管理を行なっております。

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を 把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

第3期	第4期
平成28年 5月16日現在	平成28年11月16日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	1 . 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価し	同左
ているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
h_{\circ}	
2 . 時価の算定方法	2 . 時価の算定方法
投資信託受益証券	同左
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して	
おります。	
親投資信託受益証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して	
おります。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時	
価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお	
ります。	

(関連当事者との取引に関する注記)

第3期	第4期
自 平成27年11月17日	自 平成28年 5月17日
至 平成28年 5月16日	至 平成28年11月16日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般	同左
の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない	
ため、該当事項はございません。	

(その他の注記)

1 元本の移動

	第3期	第4期	B .
自 平成	27年11月17日	自 平成28年	5月17日
至 平成	28年 5月16日	至 平成28年	11月16日
期首元本額	91,996,433円	期首元本額	176,931,745円
期中追加設定元本額	93,614,195円	期中追加設定元本額	50,951,756円
期中一部解約元本額	8,678,883円	期中一部解約元本額	2,497,828円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第3期第4期自 平成27年11月17日自 平成28年 5月17日至 平成28年 5月16日至 平成28年11月16日		
	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)	
投資信託受益証券	12,223,083	2,095,843	
親投資信託受益証券	3	1	
合計	12,223,080	2,095,844	

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(平成28年11月16日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(平成28年11月16日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証 券	日本円	PIMCOバミューダ・インカム・ファン ドA - クラスN (USD)	23,439	221,873,574	
	小計	銘柄数:1	23,439	221,873,574	
		組入時価比率:98.2%		100.0%	
	合計			221,873,574	
親投資信託受益	日本円	野村マネー マザーファンド	9,803	10,008	

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

					7 IHHU
証券	小計	銘柄数:1	9,803	10,008	
		組入時価比率:0.0%		0.0%	
	合計			10,008	
	合計			221,883,582	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ピムコ・世界インカム戦略ファンド(世界通貨分散コース)】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第3期 (平成28年 5月16日現在)	第4期 (平成28年11月16日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,147,071	219,354
投資信託受益証券	15,474,660	9,947,535
親投資信託受益証券	10,009	10,008
流動資産合計	16,631,740	10,176,897
資産合計	16,631,740	10,176,897
負債の部		
流動負債		
未払金	942,128	-
未払受託者報酬	2,023	2,324
未払委託者報酬	70,774	81,167
未払利息	1	-
その他未払費用	144	153
流動負債合計	1,015,070	83,644
負債合計	1,015,070	83,644
純資産の部		
元本等		
元本	17,863,184	11,410,802
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	2,246,514	1,317,549
(分配準備積立金)	54,373	33,943
元本等合計	15,616,670	10,093,253
純資産合計	15,616,670	10,093,253
負債純資産合計	16,631,740	10,176,897

(2)【損益及び剰余金計算書】

				(単位:円)
	自至	第3期 平成27年11月17日 平成28年 5月16日	自至	第4期 平成28年 5月17日 平成28年11月16日
営業収益				
受取配当金		32,720		-
受取利息		58		-
有価証券売買等損益		568,983		112,549
営業収益合計		536,205		112,549
営業費用				
支払利息		9		14
受託者報酬		2,023		2,324
委託者報酬		70,774		81,167
その他費用		144		153
営業費用合計		72,950		83,658
営業利益又は営業損失()		609,155		28,891
経常利益又は経常損失()		609,155		28,891
当期純利益又は当期純損失()		609,155		28,891
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()		-		91,979
期首剰余金又は期首欠損金()		648,637		2,246,514
剰余金増加額又は欠損金減少額		-		858,697
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額		-		858,697
剰余金減少額又は欠損金増加額		988,722		50,602
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額		988,722		50,602
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金()		2,246,514		1,317,549

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券
	基準価額で評価しております。
	親投資信託受益証券
	基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	受取配当金
	受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買
	が行なわれる日において、当該収益分配金額を計上しております。
	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理
足説明	的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条
	件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること
	もあります。
4 . その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、平成28年 5月17日から平成28年
	11月16日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第3期		第4期	
	平成28年 5月16日現在		平成28年11月16日現在	
1.	計算期間の末日における受益権の総数	1 .	計算期間の末日における受益権の総数	ζ
	17,863,184[]		11,410,802□
2 .	投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定す	2 .	投資信託財産計算規則第55条の6第1項	第10号に規定す
	る額		る額	
	元本の欠損 2,246,514F	3	元本の欠損	1,317,549円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額		3 .	計算期間の末日における1単位当たり	の純資産の額
	1口当たり純資産額 0.8742F	3	1口当たり純資産額	0.8845円
	(10,000口当たり純資産額) (8,742円)	(10,000口当たり純資産額)	(8,845円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期	第4期		
自 平成27年11月17日	自 平成28年 5月17日		
至 平成28年 5月16日	至 平成28年11月16日		
1.運用の外部委託費用	1.運用の外部委託費用		
信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託す	信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託す		
る為に要する費用	る為に要する費用		
支払金額 40,281円	支払金額 45,754円		
2.分配金の計算過程	2.分配金の計算過程		
項目	項目		
費用控除後の配当等収益額 A OF	費用控除後の配当等収益額 A 0円		

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

費用控除後・繰越欠損金補填	В	0円
後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	С	37,014円
分配準備積立金額	D	54,373円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	91,387円
当ファンドの期末残存口数	F	17,863,184口
10,000口当たり収益分配対象	G=E/F × 10,000	51円
額		
10,000口当たり分配金額	Н	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

3	追加情報	

平成28年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。

	有伽証券届出書(内国投資信		
費用控除後・繰越欠損金補填	В	0円	
後の有価証券売買等損益額			
収益調整金額	С	24,433円	
分配準備積立金額	D	33,943円	
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	58,376円	
当ファンドの期末残存口数	F	11,410,802□	
10,000口当たり収益分配対象	G=E/F × 10,000	51円	
額			
10,000口当たり分配金額	Н	0円	
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円	

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第3期	第4期
自 平成27年11月17日	自 平成28年 5月17日
至 平成28年 5月16日	至 平成28年11月16日
1.金融商品に対する取組方針	1.金融商品に対する取組方針
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第	同左
4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用	
の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資とし	
て運用することを目的としております。	
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コー	同左
ル・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の	
2 有価証券関係に記載しております。	
これらは、金利変動リスク、バンクローンの価格変動リス	
ク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動	
性リスクにさらされております。	
3.金融商品に係るリスク管理体制	3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員 同左会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた 組入制限等の管理を行なっております。

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を 把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

第3期	第4期
平成28年 5月16日現在	平成28年11月16日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	1 . 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価し	同左
ているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
h_{\circ}	
2 . 時価の算定方法	2 . 時価の算定方法
投資信託受益証券	同左
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して	
おります。	
親投資信託受益証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して	
おります。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時	
価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお	
ります。	

(関連当事者との取引に関する注記)

第3期	第4期
自 平成27年11月17日	自 平成28年 5月17日
至 平成28年 5月16日	至 平成28年11月16日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般	同左
の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない	
ため、該当事項はございません。	

(その他の注記)

1 元本の移動

	第3期	第4期	
É	1 平成27年11月17日	自 平成28年 5月17日	
至	至 平成28年 5月16日	至 平成28年11月16日	
期首元本額	10,628,505円	期首元本額	17,863,184円
期中追加設定元本額	7,234,679円	期中追加設定元本額	364,561円
期中一部解約元本額	0円	期中一部解約元本額	6,816,943円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第3期 自 平成27年11月17日 至 平成28年 5月16日	第4期 自 平成28年 5月17日 至 平成28年11月16日
	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	564,728	185,211
親投資信託受益証券	3	1
合計	564,725	185,210

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(平成28年11月16日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(平成28年11月16日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証 券	日本円	PIMCOバミューダ・インカム・ファン ドD - クラスN (World)	1,101	9,947,535	
	小計	銘柄数:1	1,101	9,947,535	
		組入時価比率:98.6%		99.9%	
	合計			9,947,535	
親投資信託受益	日本円	野村マネー マザーファンド	9,803	10,008	

				スロ(二) ロヨヨスは皇に	7 ID 11 1 2
証券	小計	銘柄数:1	9,803	10,008	
		組入時価比率:0.1%		0.1%	
	合計			10,008	
	合計			9,957,543	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「ピムコ・世界インカム戦略ファンド」の各ファンドは「野村マネー マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。 なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

野村マネー マザーファンド

貸借対照表

	(単位:円 <u>)</u>
	(平成28年11月16日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	4,784,269,772
地方債証券	890,291,828
特殊債券	8,314,194,068
社債券	4,111,936,019
コマーシャル・ペーパー	999,997,376
未収利息	15,394,536
前払費用	10,240,252
流動資産合計	19,126,323,851
資産合計	19,126,323,851
負債の部	
流動負債	
未払金	400,227,000
未払解約金	800,000
未払利息	5,771
流動負債合計	401,032,771
負債合計	401,032,771
純資産の部	
元本等	
元本	18,340,184,718
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	385,106,362
元本等合計	18,725,291,080
純資産合計	18,725,291,080
負債純資産合計	19,126,323,851

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法 地方債証券、特殊債券、社債券

原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

コマーシャル・ペーパー

原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

2.費用・収益の計上基準

有価証券売買等損益

約定日基準で計上しております。

足説明

3.金融商品の時価等に関する事項の補金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理 的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条 件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること もあります。

(貸借対照表に関する注記)

平成28年11月16日現在

1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額

1口当たり純資産額 1.0210円

(10,000口当たり純資産額)

(10,210円)

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 平成.28年 5月17日 至 平成28年11月16日

1.金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用 |の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行 なっております。

市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組 入制限等の管理を行なっております。

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成28年11月16日現在

1.貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2.時価の算定方法

地方債証券、特殊債券、社債券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

コマーシャル・ペーパー

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

平成28年11月16日現在	
期首	平成28年 5月17日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	20,708,280,968円
同期中における追加設定元本額	746,606,414円
同期中における一部解約元本額	3,114,702,664円
期末元本額	18,340,184,718円
期末元本額の内訳 *	
バンクローンファンド(為替ヘッジあり) 2 0 1 4 - 0 9	98,039,216円
バンクローンファンド(為替ヘッジあり)2015-06	146,986,772円
野村アフリカ株投資 マネープール・ファンド	3,607,923円
野村米国八イ・イールド債券投信(マネープールファンド)年2回決算型	77,409,801円
野村新中国株投資 マネープール・ファンド	17,198,352円
野村日本ブランド株投資(マネープールファンド)年 2 回決算型	433,668,356円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(マネープールファンド)年 2 回決算型	4,293,641円
野村ピクテ・ジェネリック&ゲノム マネープール・ファンド	36,618,305円
野村・グリーン・テクノロジー マネープール・ファンド	1,511,406円
野村新興国消費関連株投信 マネープール・ファンド	5,374,291円
野村世界業種別投資シリーズ(マネープール・ファンド)	10,911,918円
ノムラ・アジア・シリーズ (マネープール・ファンド)	53,435,119円
野村新エマージング債券投信(マネープールファンド)年2回決算型	5,615,950円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(マネープールファンド)年 2 回決算型	1,937,870円
野村グローバルCB投信(マネープールファンド)年 2 回決算型	6,157,226円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(マネープールファンド)年 2 回決算型	96,647,621円
ネクストコア	343,183,624円
野村世界高金利通貨投信	151,953,753円
野村新世界高金利通貨投信	982,608円
コインの未来(毎月分配型)	3,965,894円
コインの未来(年2回分配型)	991,474円

	有価証券届出書(内国投資信託
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド(欧州通貨コース)	982,609円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド(円コース)	982,609円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド(豪ドルコース)	982,609円
野村米国ハイ・イールド債券投信(円コース)毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信(米ドルコース)毎月分配型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信(ユーロコース)毎月分配型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信(豪ドルコース)毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信(ブラジルレアルコース)毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信(南アフリカランドコース)毎月分配型	982,608円
野村米国八イ・イールド債券投信(トルコリラコース)毎月分配型	982,608円
野村米国八イ・イールド債券投信(円コース)年2回決算型	98,261円
野村米国八イ・イールド債券投信(米ドルコース)年2回決算型	98,261円
野村米国八イ・イールド債券投信(ユーロコース)年2回決算型	9,826円
野村米国ハイ・イールド債券投信(豪ドルコース)年2回決算型	982,608円
野村米国八イ・イールド債券投信(ブラジルレアルコース)年 2 回決算型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信(南アフリカランドコース)年 2 回決算型	98,260円
野村米国ハイ・イールド債券投信(トルコリラコース)年2回決算型	98,261円
野村日本ブランド株投資(円コース)毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資(豪ドルコース)毎月分配型	982,608円
野村日本ブランド株投資(ブラジルレアルコース)毎月分配型	982,608円
野村日本ブランド株投資(南アフリカランドコース)毎月分配型	98,261円
野村日本ブランド株投資(トルコリラコース)毎月分配型	982,607円
野村日本ブランド株投資(円コース)年2回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資(豪ドルコース)年2回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資(ブラジルレアルコース)年 2 回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資(南アフリカランドコース)年2回決算型	98,260円
野村日本ブランド株投資(トルコリラコース)年2回決算型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(円コース)毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(豪ドルコース)毎月分配型	982,608円
 野村新米国ハイ・イールド債券投信(ブラジルレアルコース)毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(南アフリカランドコース)毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(トルコリラコース)毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(円コース)年2回決算型	98,261円
 野村新米国ハイ・イールド債券投信(豪ドルコース)年 2 回決算型	98,260円
 野村新米国ハイ・イールド債券投信(ブラジルレアルコース)年 2 回決算型	982,608円
 野村新米国ハイ・イールド債券投信(南アフリカランドコース)年 2 回決算型	98,261円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(トルコリラコース)年 2 回決算型	98,260円
野村PIMCO・グローバル・アドバンテージ債券投信 Aコース	982,608円
野村PIMCO・グローバル・アドバンテージ債券投信 Bコース	98,260円
野村新エマージング債券投信(円コース)毎月分配型	982,608円
 野村新エマージング債券投信(米ドルコース)毎月分配型	98,261円
 野村新エマージング債券投信(豪ドルコース)毎月分配型	982,607円
野村新エマージング債券投信(プラジルレアルコース)毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信(南アフリカランドコース)毎月分配型	98,261円
野村新エマージング債券投信(中国元コース)毎月分配型	982,607円
野村新エマージング債券投信(インドネシアルピアコース)毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信(円コース)年2回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信(米ドルコース)年2回決算型	98,261円
The state of the s	,13

	有価証券届出書(内国投資信託:
野村新エマージング債券投信(豪ドルコース)年2回決算型	98,260円
野村新エマージング債券投信(ブラジルレアルコース)年2回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信(南アフリカランドコース)年2回決算型	9,826円
野村新エマージング債券投信(中国元コース)年2回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信(インドネシアルピアコース)年 2 回決算型	98,261円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(円コース)毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(資源国通貨コース)毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(アジア通貨コース)毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(円コース)年2回決算型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(資源国通貨コース)年 2 回決算型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(アジア通貨コース)年 2 回決算型	984,834円
野村高金利国際機関債投信(毎月分配型)	49,354,623円
野村アジアCB投信(毎月分配型)	982,608円
野村グローバルCB投信(円コース)毎月分配型	984,543円
野村グローバルCB投信(資源国通貨コース)毎月分配型	984,543円
野村グローバルCB投信(アジア通貨コース)毎月分配型	984,543円
野村グローバルCB投信(円コース)年2回決算型	984,543円
野村グローバルCB投信(資源国通貨コース)年2回決算型	984,543円
- 野村グローバル C B 投信(アジア通貨コース)年 2 回決算型	984,543円
ノムラ新興国債券ファンズ(野村SMA向け)	10,000円
- 野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(円コース)毎月分配型	984,252円
 野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(米ドルコース)毎月分配型	98,261円
 野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(豪ドルコース)毎月分配型	984,252円
 野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(ブラジルレアルコース)毎月分配型	984,252円
 野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(円コース)年 2 回決算型	984,252円
 野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(米ドルコース)年 2 回決算型	98,261円
 野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(豪ドルコース)年 2 回決算型	984,252円
 野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(ブラジルレアルコース)年 2 回決算型	984,252円
 野村日本プランド株投資(資源国通貨コース)毎月分配型	982,609円
 野村日本プランド株投資(アジア通貨コース)毎月分配型	982,609円
 野村日本プランド株投資(資源国通貨コース)年 2 回決算型	982,609円
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	982,609円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(円コース)毎月分配型	982,607円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(資源国通貨コース)毎月分配型	982,607円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(アジア通貨コース)毎月分配型	982,608円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(円コース)年2回決算型	98,261円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(資源国通貨コース)年2回決算型	98,261円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(アジア通貨コース)年2回決算型	98,261円
野村米国プランド株投資(円コース)毎月分配型	98,261円
野村米国プランド株投資(資源国通貨コース)毎月分配型	983,768円
野村米国プランド株投資(アジア通貨コース)毎月分配型	983,768円
野村米国プランド株投資(円コース)年2回決算型	983,768円
野村米国プランド株投資(資源国通貨コース)年2回決算型	983,768円
野村米国ブランド株投資(アジア通貨コース)年2回決算型	983,768円
ノムラ・グローバルトレンド(円コース)毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド(資源国通貨コース)毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド (アジア通貨コース)毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド(円コース)年2回決算型	983,672円
ハー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	903,072

	有価証券届出書(内国投資信託
ノムラ・グローバルトレンド(資源国通貨コース)年 2 回決算型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド(アジア通貨コース)年 2 回決算型	983,672円
野村テンプルトン・トータル・リターン Aコース	983,381円
野村テンプルトン・トータル・リターン Bコース	98,261円
野村テンプルトン・トータル・リターン Cコース	983,381円
野村テンプルトン・トータル・リターン Dコース	983,381円
野村高金利国際機関債投信(年2回決算型)	1,967円
野村米国ハイ・イールド債券投信(通貨セレクトコース)毎月分配型	982,609円
野村米国ハイ・イールド債券投信(通貨セレクトコース)年2回決算型	98,262円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(通貨セレクトコース)毎月分配型	982,609円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(通貨セレクトコース)年2回決算型	98,261円
野村グローバル高配当株プレミアム(円コース)毎月分配型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム(通貨セレクトコース)毎月分配型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム(円コース)年2回決算型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム(通貨セレクトコース)年 2 回決算型	983,091円
ノムラ・アジア・コレクション(短期アジア現地通貨建て債券 A コース)	982,995円
ノムラ・アジア・コレクション (短期アジア現地通貨建て債券 Bコース)	98,260円
野村アジアハイ・イールド債券投信(円コース)毎月分配型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信(通貨セレクトコース)毎月分配型	982,898円
- 野村アジアハイ・イールド債券投信(アジア通貨セレクトコース)毎月分配型	982,898円
- 野村アジアハイ・イールド債券投信(円コース)年 2 回決算型	982,898円
- 野村アジアハイ・イールド債券投信(通貨セレクトコース)年 2 回決算型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信(アジア通貨セレクトコース)年 2 回決算型	982,898円
	982,801円
野村豪ドル債オープン・プレミアム年 2 回決算型	491,401円
野村グローバルREITプレミアム(円コース)毎月分配型	982,608円
野村グローバルREITプレミアム(通貨セレクトコース)毎月分配型	982,608円
野村グローバルREITプレミアム(円コース)年2回決算型	982,608円
野村グローバルREITプレミアム(通貨セレクトコース)年 2 回決算型	982,608円
- 野村日本高配当株プレミアム(円コース)毎月分配型	982,415円
- 野村日本高配当株プレミアム(通貨セレクトコース)毎月分配型	982,415円
- 野村日本高配当株プレミアム(円コース)年 2 回決算型	982,415円
- 野村日本高配当株プレミアム(通貨セレクトコース)年 2 回決算型	982,415円
	982,029円
 野村高配当インフラ関連株プレミアム(通貨セレクトコース)毎月分配型	982,029円
 野村高配当インフラ関連株プレミアム(円コース)年 2 回決算型	982,029円
 野村高配当インフラ関連株プレミアム(通貨セレクトコース)年 2 回決算型	982,029円
	981,547円
	981,547円
 野村通貨選択日本株投信(米ドルコース)毎月分配型	981,451円
 野村通貨選択日本株投信(ユーロコース)毎月分配型	1,963円
 野村通貨選択日本株投信(豪ドルコース)毎月分配型	981,451円
野村通貨選択日本株投信(プラジルレアルコース)毎月分配型	981,451円
野村通貨選択日本株投信(トルコリラコース)毎月分配型	588,871円
野村通貨選択日本株投信(メキシコペソコース)毎月分配型	981,451円
野村通貨選択日本株投信(中国元コース)毎月分配型	196,291円
野村通貨選択日本株投信(インドネシアルピアコース)毎月分配型	294,436円
野村通貨選択日本株投信(インドルピーコース)毎月分配型	981,451円
• • • • • • • • • • • • • • • • • • •	, , , ,

	有価証券届出書(内国投資信託
野村通貨選択日本株投信(ロシアルーブルコース)毎月分配型	48,092円
野村通貨選択日本株投信(米ドルコース)年2回決算型	981,451円
野村通貨選択日本株投信(ユーロコース)年2回決算型	4,908円
野村通貨選択日本株投信(豪ドルコース)年2回決算型	981,451円
野村通貨選択日本株投信(ブラジルレアルコース)年2回決算型	981,451円
野村通貨選択日本株投信(トルコリラコース)年2回決算型	196,925円
野村通貨選択日本株投信(メキシコペソコース)年2回決算型	981,451円
野村通貨選択日本株投信(中国元コース)年2回決算型	98,146円
野村通貨選択日本株投信(インドネシアルピアコース)年2回決算型	196,291円
野村通貨選択日本株投信(インドルピーコース)年2回決算型	294,436円
野村通貨選択日本株投信(ロシアループルコース)年2回決算型	13,741円
野村エマージング債券プレミアム毎月分配型	981,451円
野村エマージング債券プレミアム年 2 回決算型	981,451円
ノムラ THE USA Aコース	981,258円
ノムラ THE USA Bコース	981,258円
ノムラ THE EUROPE Aコース	98,117円
ノムラ THE EUROPE Bコース	98,117円
米国変動好金利ファンド Aコース	2,952,997円
米国変動好金利ファンド Bコース	981,066円
── 野村日本ブランド株投資(米ドルコース)毎月分配型	9,809円
 野村日本プランド株投資(メキシコペソコース)毎月分配型	9,809円
野村日本プランド株投資(米ドルコース)年 2 回決算型	9,809円
 野村日本プランド株投資(メキシコペソコース)年 2 回決算型	9,809円
 野村アジアハイ・イールド債券投信(米ドルコース)毎月分配型	9,808円
野村アジアハイ・イールド債券投信(米ドルコース)年 2 回決算型	9,808円
 野村米国ハイ・イールド債券投信(メキシコペソコース)毎月分配型	9,808円
 野村米国ハイ・イールド債券投信(メキシコペソコース)年 2 回決算型	9,808円
ります。 野村米国ブランド株投資(米ドルコース)毎月分配型	9,807円
 野村米国ブランド株投資(米ドルコース)年 2 回決算型	9,807円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(米ドルコース)毎月分配型	9,807円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(米ドルコース)年2回決算型	9,807円
野村グローバルボンド投信 A コース	98,049円
野村グローバルボンド投信 Bコース	980,489円
野村グローバルボンド投信 Cコース	98,049円
野村グローバルボンド投信 Dコース	980,489円
野村グローバルボンド投信 Eコース	98,049円
野村グローバルボンド投信 Fコース	980,489円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(米ドルコース)毎月分配型	9,805円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(メキシコペソコース)毎月分配型	9,805円
野村新米国八イ・イールド債券投信(米ドルコース)年2回決算型	9,805円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(メキシコペソコース)年 2 回決算型	9,805円
野村高配当インフラ関連株ファンド(円コース)毎月分配型	9,803円
野村高配当インフラ関連株ファンド(米ドルコース)毎月分配型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド(通貨セレクトコース)毎月分配型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド(円コース)年2回決算型	9,803円
野村高配当インフラ関連株ファンド(米ドルコース)年2回決算型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド(通貨セレクトコース)年2回決算型	9,803円
野村新興国高配当株トリプルウイング ブラジルレアル毎月分配型	9,803円
対 1340天日11日11日11小「ファク・コンフ・フラフルビス)ル 年月月 10年	9,003

	有価証券届出書(内国投資信託
ピムコ・世界インカム戦略ファンド(円コース)	9,803円
ピムコ・世界インカム戦略ファンド(米ドルコース)	9,803円
ピムコ・世界インカム戦略ファンド(世界通貨分散コース)	9,803円
ノムラ新興国債券ファンズ (野村 S M A ・ E W向け)	9,801円
野村ブルーベイ・トータルリターンファンド (野村SMA・EW向け)	9,801円
ノムラ THE ASIA Aコース	97,992円
ノムラ THE ASIA Bコース	979,912円
グローバル・ストック Aコース	97,953円
グローバル・ストック Bコース	979,528円
グローバル・ストック Cコース	97,953円
グローバル・ストック Dコース	979,528円
野村グローバル・クオリティ・グロース Aコース(野村SMA・EW向け)	9,794円
野村グローバル・クオリティ・グロース Bコース(野村SMA・EW向け)	9,794円
野村MFSグローバル・リサーチ・フォーカス株式 Aコース(野村SMA・EW向	0.704⊞
(t)	9,794円
野村MFSグローバル・リサーチ・フォーカス株式 Bコース(野村SMA・EW向	9,794円
lt)	0,704)
野村ファンドラップ債券プレミア	9,795円
野村ファンドラップオルタナティブプレミア	9,795円
第1回 野村短期公社債ファンド	98,261円
第2回 野村短期公社債ファンド	98,261円
第3回 野村短期公社債ファンド	98,261円
第4回 野村短期公社債ファンド	98,261円
第5回 野村短期公社債ファンド	98,261円
第6回 野村短期公社債ファンド	98,261円
第7回 野村短期公社債ファンド	98,261円
第8回 野村短期公社債ファンド	98,261円
第9回 野村短期公社債ファンド	98,260円
第10回 野村短期公社債ファンド	98,260円
第11回 野村短期公社債ファンド	98,261円
第12回 野村短期公社債ファンド	982,607円
ノムラスマートプレミアムファンドハイブリッド30(非課税適格機関投資家専用)	5,423,785,404円
ノムラスマートプレミアムファンドハイブリッド50(適格機関投資家転売制限付)	4,206,288,588円
野村日経225ターゲット(公社債運用移行型)Zプライス(適格機関投資家専用)	2,296,160,091円
野村日経225ターゲット(公社債運用移行型)Dプライス(適格機関投資家専用)	3,161,244,481円
日本株インカムプラス (公社債運用移行型)1305(適格機関投資家転売制限	1,186,053,936円
付)	1,100,000,000
野村DC運用戦略ファンド	379,067,282円
野村DCテンプルトン・トータル・リターン Aコース	9,818円
野村 D C テンプルトン・トータル・リターン B コース	9,818円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	4,553,821円

^{*}は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式(平成28年11月16日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(平成28年11月16日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備者
地方債証券	日本円	北海道 公募平成18年度第10回	200,000,000	200,450,479)
		北海道 公募(5年)平成23年度 第12回	5,000,000	5,003,790)
		北海道 公募(5年)平成23年度 第14回	200,000,000	200,281,400)
		神奈川県 公募第143回	100,000,000	100,170,120)
		群馬県 公募第3回	9,000,000	9,004,334	
		共同発行市場地方債 公募第44回	100,000,000	100,051,168	
		島根県 公募平成23年度第1回	2,500,000	2,500,216	
		横浜市 公募平成18年度第3回	200,000,000	200,361,520	
		川崎市 公募(5年)第31回	2,000,000	2,001,860	
		広島市 公募平成18年度第1回	6,000,000	6,012,000	
		仙台市 公募平成23年度第1回	59,410,000	59,445,121	
		さいたま市 公募第4回	5,000,000	5,009,820	
	小計	銘柄数:12	888,910,000	890,291,828	
		組入時価比率:4.8%		6.2%)
合計				890,291,828	
特殊債券日本円	日本円	新関西国際空港社債 財投機関債第 7回	100,000,000	100,027,610	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第19回	300,000,000	300,146,553	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第21回	125,000,000	125,097,557	
		地方公共団体金融機構債券(5 年) 第9回	100,000,000	100,163,134	
		地方公共団体金融機構債券(2 年) 第2回	200,000,000	200,108,066	5
		公営企業債券 第24回財投機関債	100,000,000	100,186,320)
		日本政策金融公庫社債 第43回財 投機関債	200,000,000	200,005,668	

	国際協力銀行債券 第27回財投機 関債	100,000,000	100,587,850
	都市再生債券 財投機関債第14回	100,000,000	100,630,200
	都市再生債券 財投機関債第82回	100,000,000	100,018,000
	関西国際空港社債 財投機関債第3 4回	100,000,000	100,044,000
	福祉医療機構債券 第36回財投機 関債	100,000,000	100,021,175
	中部国際空港社債 財投機関債第2回	1,500,000,000	1,502,140,486
	日本学生支援債券 財投機関債第38回	400,000,000	400,152,078
	商工債券 利付第738回い号	200,000,000	200,029,384
	商工債券 利付第739回11号	200,000,000	200,114,496
	商工債券 利付第743回11号	300,000,000	300,541,835
	農林債券 利付第738回い号	280,000,000	280,050,705
	農林債券 利付第739回い号	800,000,000	800,460,944
	農林債券 利付第740回11号	200,000,000	200,200,900
	農林債券 利付第741回い号	100,000,000	100,140,654
	農林債券 利付第742回い号	200,000,000	200,326,400
	しんきん中金債券 利付第265回	500,000,000	500,271,341
	しんきん中金債券 利付第266回	300,000,000	300,289,904
	しんきん中金債券 利付第268回	500,000,000	500,727,762
	商工債券 利付(3年)第166回	100,000,000	100,004,879
	商工債券 利付(3年)第167回	100,000,000	100,022,524
	商工債券 利付(3年)第169回	100,000,000	100,061,235
	商工債券 利付(3年)第171回	100,000,000	100,095,446
	東日本高速道路 第18回	30,000,000	30,105,572
	中日本高速道路社債 第 1 5 回	420,000,000	421,324,500
	銀行等保有株式取得機構債券 政府保証第26回	350,000,000	350,096,890
小計	銘柄数:32	8,305,000,000	8,314,194,068
	組入時価比率:44.4%		58.1%
合計			8,314,194,068
日本円	三菱商事 第77回担保提供制限等財務上特約無	400,000,000	400,241,439
	みずほコーポレート銀行 第7回特 定社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,435,441

社債券

	1			価証券届出書(内国投資
		みずほコーポレート銀行 第28回 特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,100,472
		みずほコーポレート銀行 第29回 特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,202,000
		みずほコーポレート銀行 第30回 特定社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,499,425
		三菱東京UFJ銀行 第132回特定社債間限定同順位特約付	500,000,000	500,440,721
		三井住友銀行 第56回社債間限定 同順位特約付	600,000,000	600,504,650
		ホンダファイナンス 第19回社債 間限定同順位特約付	200,000,000	200,444,288
		三井住友ファイナンス&リース 第 4回社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,289,576
		三菱UFJリース 第15回社債間 限定同順位特約付	600,000,000	600,275,059
		三菱UFJリース 第17回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	100,158,028
		三菱地所 第79回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	100,573,982
		小田急電鉄 第64回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,039,140
		東日本旅客鉄道 第5回	500,000,000	504,428,372
		関西電力 第491回	100,000,000	100,052,006
		大阪瓦斯 第7回社債間限定同順位 特約付	200,000,000	202,251,420
	小計	銘柄数:16	4,100,000,000	4,111,936,019
		組入時価比率:22.0%		28.7%
	合計			4,111,936,019
コマーシャル・	日本円	みずほ証券	100,000,000	99,999,823
ペーパー		三井住友 F & L	200,000,000	199,999,717
		三井住友 F & L	200,000,000	199,999,605
		三井住友 F & L	200,000,000	199,999,493
		三井住友F&L	200,000,000	199,999,384
		三井住友 F & L	100,000,000	99,999,354
	小計	銘柄数:6	1,000,000,000	999,997,376
		組入時価比率:5.3%		7.0%
	合計			999,997,376
	 合計			14,316,419,291

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

ピムコ・世界インカム戦略ファンド (円コース)

平成28年12月30日現在

資産総額	615,825,838円
負債総額	765,025円
純資産総額(-)	615,060,813円
発行済口数	578,037,641□
1口当たり純資産額(/)	1.0640円

ピムコ・世界インカム戦略ファンド (米ドルコース)

平成28年12月30日現在

資産総額	245,765,680円
負債総額	321,940円
純資産総額(-)	245,443,740円
発行済口数	226,981,820□
1口当たり純資産額(/)	1.0813円

ピムコ・世界インカム戦略ファンド(世界通貨分散コース)

平成28年12月30日現在

資産総額	10,878,266円
負債総額	14,949円
純資産総額(-)	10,863,317円
発行済口数	11,410,802□
1口当たり純資産額(/)	0.9520円

(参考)野村マネー マザーファンド

平成28年12月30日現在

資産総額	20,048,485,871円
負債総額	553,453円
純資産総額(-)	20,047,932,418円
発行済口数	19,636,090,375□
1口当たり純資産額(/)	1.0210円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託 の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託者は、上記 の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

平成28年12月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減:該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は指名委員会等設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の 重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

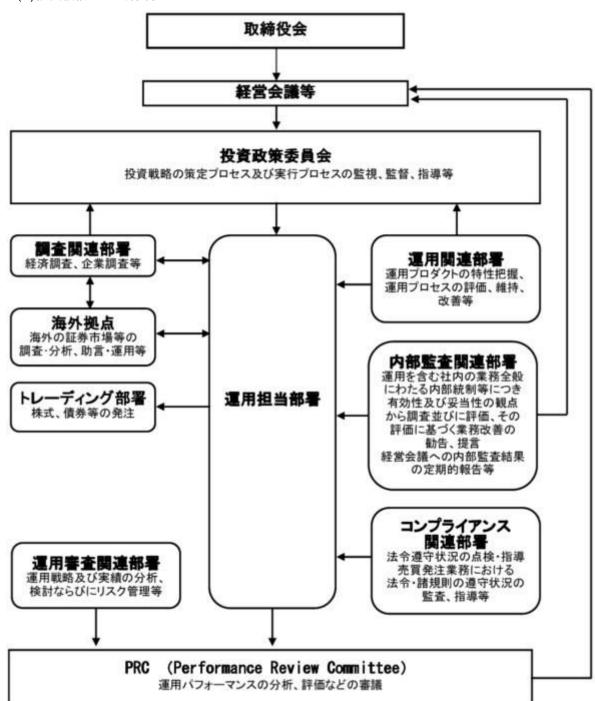
代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役3名以上(但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者)で構成され、イ)指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、口)報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、八)監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うととともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成28年11月30日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	939	19,247,291
単位型株式投資信託	66	310,912
追加型公社債投資信託	15	5,424,542
単位型公社債投資信託	310	1,901,932
合計	1,330	26,884,678

3【委託会社等の経理状況】

1.委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

- 2.財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (平成27年3月31日)		当事業年度	2 日24 日)
	<u> </u>	(平成27年	3 H31D)	(平成28年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百	5万円)	金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			411		208
金銭の信託			56,824		55,341
有価証券			17,100		24,100
前払金			15		34
前払費用			29		2
未収入金			330		511
未収委託者報酬			12,679		14,131
未収運用受託報酬			7,436		7,309
繰延税金資産			2,594		2,028
その他			73		56
貸倒引当金			9		10
流動資産計			97,486		103,715

					有
固定資産					
有形固定資産			1,322		1,176
建物	2	413		403	
器具備品	2	909		773	
無形固定資産			7,254		7,681
ソフトウェア		7,253		7,680	
その他		1		0	
投資その他の資産			24,840		23,225
投資有価証券		11,593		9,216	
関係会社株式		10,149		10,958	
従業員長期貸付金		30		-	
長期差入保証金		49		45	
長期前払費用		60		49	
前払年金費用		2,776		2,777	
その他		179		176	
貸倒引当金		0		-	
固定資産計			33,417		32,083
資産合計			130,903		135,799

		前事業年度		当事業年度	
		(平成27年	(平成27年3月31日)		3月31日)
区分	注記番号	金額(百	万円)	金額(百	万円)
(負債の部)					
流動負債					
預り金			118		118
未払金	1		11,602		11,855
未払収益分配金		1		1	
未払償還金		32		31	
未払手数料		4,883		4,537	
その他未払金		6,684		7,284	
未払費用	1		10,221		8,872
未払法人税等			1,961		1,838
前受収益			-		45
賞与引当金			4,558		4,809
外国税支払損失引当金			1,721		-
流動負債計			30,182		27,538
固定負債					
退職給付引当金			2,467		2,708
時効後支払損引当金			521		526
繰延税金負債			747		68
固定負債計			3,735		3,303
負債合計			33,918		30,842
(純資産の部)					
株主資本			90,092		99,606
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			11,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		-		2,000	
利益剰余金			61,182		68,696
利益準備金		685		685	

				13177
その他利益剰余金	60,497		68,011	
別途積立金	24,606		24,606	
繰越利益剰余金	35,890		43,405	
評価・換算差額等		6,893		5,349
その他有価証券評価差額金		6,893		5,349
純資産合計		96,985		104,956
負債・純資産合計		130,903		135,799

(2)【損益計算書】

		前事第 (自 平成26	≹年度 年4月1日	当事美 (自 平成27	€年度 年4月1日
		,	年 3 月31日)	•	年 4 月 1 日 年 3 月31日)
区分	注記番号	金額(百	百万円)	金額(百	百万円)
営業収益					
委託者報酬			96,159		104,445
運用受託報酬			31,466		31,351
その他営業収益			221		219
営業収益計			127,847		136,016
営業費用					
支払手数料			47,060		46,531
広告宣伝費			823		1,008
公告費			-		0
受益証券発行費			5		5
調査費			28,326		28,068
調査費		1,299		4,900	
委託調査費		27,027		23,167	
委託計算費			1,156		1,148
営業雑経費			3,275		3,899
通信費		193		185	
印刷費		951		969	
協会費		77		78	
諸経費		2,053		2,666	
営業費用計			80,648		80,662
一般管理費					
給料			11,660		11,835
役員報酬	2	289		367	
給料・手当		6,874		6,928	
賞与		4,496		4,539	
交際費			131		124
旅費交通費			472		488
租税公課			501		695
不動産賃借料			1,218		1,230
退職給付費用			723		1,063
固定資産減価償却費			3,120		2,589
諸経費			6,815		7,801
一般管理費計			24,643		25,827
営業利益			22,555		29,526

		(自 平成26	≰年度 年 4 月 1 日 年 3 月31日)	(自 平成27	業年度 年4月1日 年3月31日)
区分	注記番号	金額(百	百万円)	金額(百	百万円)
営業外収益					
受取配当金	1	4,038		7,323	
受取利息		5		4	
金銭の信託運用益		347		-	
為替差益		-		281	
その他		366		382	
営業外収益計			4,756		7,991
営業外費用					
金銭の信託運用損		-		1,196	
時効後支払損引当金繰入額		28		72	
その他		137		52	
営業外費用計			166		1,321
経常利益			27,146		36,196
特別利益					
投資有価証券等売却益		794		50	
株式報酬受入益		142		96	
特別利益計			936		146
特別損失					
投資有価証券売却損		-		95	
投資有価証券等評価損		91		-	
固定資産除却損	3	357		60	
外国税支払損失引当金繰入額		1,721		-	
特別損失計			2,169		156
税引前当期純利益			25,913		36,186
法人税、住民税及び事業税			8,433		9,806
法人税等調整額			2,488		744
当期純利益			19,967		25,635

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

		株主資本								
		資本剰余金利益剰余金			剩余金					
					その他利益剰余金					
	資本金 資本	利益準備金	別。途積立金	繰 越 利 益 剰余金	利 益 剰余金 合 計	資本合計				
当期首残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	26,048	51,339	80,249		

								SKILL) BE
会計方針の変								
更による累積						81	81	81
的影響額								
会計方針の変更								
を反映した当期	17,180	11,729	11,729	685	24,606	25,966	51,258	80,168
首残高								
当期変動額								
剰余金の配当						10,043	10,043	10,043
当期純利益						19,967	19,967	19,967
株主資本以外の								
項目の当期変動								
額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	9,923	9,923	9,923
当期末残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	35,890	61,182	90,092

(単位:百万円)

	評価・換算		
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	6,679	6,679	86,929
会計方針の変更に			81
よる累積的影響額			01
会計方針の変更を反	6 670	6 670	96 947
映した当期首残高	6,679	6,679	86,847
当期変動額			
剰余金の配当			10,043
当期純利益			19,967
株主資本以外の項			
目の当期変動額	213	213	213
(純額)			
当期変動額合計	213	213	10,137
当期末残高	6,893	6,893	96,985

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

	株主資本					
	資本剰:	余金				
				その他利益剰余金		

1			, ,					何証券届出書	(内国投資信
	資本金	資本	その他	資本	利益		繰	利益	株主
		準備金	資本	剰余金	準備金	別途	越	剰余金	資本
			剰余金	合 計		積立金	利 益	合 計	合 計
							剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	-	11,729	685	24,606	35,890	61,182	90,092
当期変動額									
剰余金の配当							19,933	19,933	19,933
当期純利益							25,635	25,635	25,635
合併による増			2 000	2 000			144	111	2 144
加			2,000	2,000			144	144	2,144
吸収分割によ							4 000	4 000	4 000
る増加							1,668	1,668	1,668
株主資本以外									
の項目の当期									
変動額(純									
額)									
当期変動額合計	-	-	2,000	2,000	-	-	7,514	7,514	9,514
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	43,405	68,696	99,606

(単位:百万円)

	評価・換算差		
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	6,893	6,893	96,985
当期変動額			
剰余金の配当			19,933
当期純利益			25,635
合併による増加			2,144
吸収分割による増加			1,668
株主資本以外の項目の	1 542	1 540	1 542
当期変動額 (純額)	1,543	1,543	1,543
当期変動額合計	1,543	1,543	7,971
当期末残高	5,349	5,349	104,956

[重要な会計方針]

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
	(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定しております。)
	時価のないもの 移動平均法による原価法

2 . 金銭の信託の評価基準及び評価方 法 時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下の通りであります。

 建物
 38~50年

 附属設備
 8~15年

 構築物
 20年

 器具備品
 4~15年

(2) 無形固定資産及び投資その他の資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の 債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計 上しております。

(2) 賞与引当金

賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の 従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法によ り、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしておりま す。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業 年度の翌期に一括して費用処理することとしております。

退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その 発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法 により、発生した事業年度から費用処理することとしております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、 受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基 づく将来の支払見込額を計上しております。

(5) 外国税支払損失引当金

将来発生する可能性のある外国税額のうち、当社において見込まれる負担所要額を計上しております。

5.消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。

6.連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末	当事業年度末			
(平成27年3月31日)	(平成28年3月31日)			
1.関係会社に対する資産及び負債	1 . 関係会社に対する資産及び負債			
区分掲記されたもの以外で各科目に含まれてい	も 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているも			
のは、次のとおりであります。	のは、次のとおりであります。			
未払金 4,979百	5,894百万円			
未 払 費 1.411	未 払 費 1.151			
用	用			
 2 . 有形固定資産より控除した減価償却累計額	 2 . 有形固定資産より控除した減価償却累計額			
建物 607百万円	建物 641百万円			
器具備品 3,052	器具備品 3,132			
合計 3,659	合計 3,774			

損益計算書関係

前事業年度	当事業年度
(自 平成26年4月1日	(自 平成27年4月1日
至 平成27年3月31日)	至 平成28年3月31日)
1.関係会社に係る注記	1 . 関係会社に係る注記
区分掲記されたもの以外で関係会社に対するもの	区分掲記されたもの以外で関係会社に対するもの
は、次のとおりであります。	は、次のとおりであります。
受取配当金 3,966百万円	受取配当金 7,081百万円
2.役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されて おります。	2.役員報酬の範囲額 (同左)
3.固定資産除却損	3 . 固定資産除却損
建物 - 百万	建物 1百万円
円 円	器具備品 4
器具備品 15	ソ フ ト ウ ェ 54
<u> </u>	<u>ア</u>
7	合計 60
合計 357	

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成26年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。 普通株式の配当に関する事項 配当金の総額10,043百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額1,950円基準日平成26年3月31日効力発生日平成26年6月2日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成27年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額19,933百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額3,870円基準日平成27年3月31日効力発生日平成27年6月26日

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成27年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額19,933百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額3,870円基準日平成27年3月31日効力発生日平成27年6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成28年5月13日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額34,973百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額6,790円基準日平成28年3月31日効力発生日平成28年6月24日

金融商品関係

前事業年度(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、 親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であり ます。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	411	411	-
(2)金銭の信託	56,824	56,824	-
(3)未収委託者報酬	12,679	12,679	-
(4)有価証券及び投資有価証券	27,398	27,398	-
その他有価証券	27,398	27,398	-
(5)関係会社株式	3,064	196,109	193,045
資産計	100,378	293,423	193,045
(6)未払金	11,602	11,602	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	32	32	-
未払手数料	4,883	4,883	-
その他未払金	6,684	6,684	-
(7)未払費用	10,221	10,221	-

(8)未払法人税等	1,961	1,961	ı
負債計	23,784	23,784	-

注1:金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(5) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2: 非上場株式等(貸借対照表計上額:投資有価証券1,294百万円、関係会社株式7,085百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について90百万円減損処理を行っております。

注3:金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	411	-	-	-
金銭の信託	56,824	-	-	-

未収委託者報酬	12,679	-	-	-
有価証券	17,100	-	-	-
合計	87,015	-	-	-

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、 親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であり ます。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクは ほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経 営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	208	208	
(2)金銭の信託	55,341	55,341	-
(3)未収委託者報酬	14,131	14,131	-
(4)未収運用受託報酬	7,309	7,309	-

(5)有価証券及び投資有価証券	32,071	32,071	-
その他有価証券	32,071	32,071	-
(6)関係会社株式	3,064	180,880	177,816
資産計	112,127	289,944	177,816
(7)未払金	11,855	11,855	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	4,537	4,537	-
その他未払金	7,284	7,284	-
(8)未払費用	8,872	8,872	-
(9)未払法人税等	1,838	1,838	-
負債計	22,566	22,566	-

注1:金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(7) 未払金、(8) 未払費用、(9) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2:非上場株式等(貸借対照表計上額:投資有価証券1,245百万円、関係会社株式7,894百万円)は、市場価

格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注3:金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	4年以由	1年超	5年超	10年超
	1年以内	5年以内	10年以内	104-0
預金	208	ı	-	ı
金銭の信託	55,341	-	-	1
未収委託者報酬	14,131	-	-	-
未収運用受託報酬	7,309	-	-	-
有価証券	24,100	-	-	-
合計	101,091	-	-	-

有価証券関係

前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

- 1.売買目的有価証券(平成27年3月31日) 該当事項はありません。
- 2.満期保有目的の債券(平成27年3月31日) 該当事項はありません。
- 3.子会社株式及び関連会社株式(平成27年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額	時価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
関連会社株式	3,064	196,109	193,045
合計	3,064	196,109	193,045

4. その他有価証券(平成27年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの			
株式	10,298	282	10,015
小計	10,298	282	10,015
貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの			
譲渡性預金	17,100	17,100	-

小計	17,100	17,100	-
合計	27,398	17,382	10,015

5.事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	800	790	-
合計	800	790	-

(注)投資信託の「売却額」及び「売却損の合計額」は償還によるものであります。

当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

- 1.売買目的有価証券(平成28年3月31日) 該当事項はありません。
- 2.満期保有目的の債券(平成28年3月31日) 該当事項はありません。
- 3.子会社株式及び関連会社株式(平成28年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額	時価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
関連会社株式	3,064	180,880	177,816
合計	3,064	180,880	177,816

4. その他有価証券(平成28年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの	(**************************************	(111212)	(**************************************
株式	7,971	282	7,688
小計	7,971	282	7,688
貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの			
譲渡性預金	24,100	24,100	-
小計	24,100	24,100	-
合計	32,071	24,382	7,688

5.事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	135	-	95
合計	135	-	95

退職給付関係

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	15,680 百万円
会計方針の変更による累積的影響額	127
会計方針の変更を反映した期首残高	15,808
勤務費用	746
利息費用	213
数理計算上の差異の発生額	1,128
退職給付の支払額	724
その他	46
退職給付債務の期末残高	17,218

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

並具につがログラーがバグラッドをバ	
年金資産の期首残高	14,786 百万円
期待運用収益	369
数理計算上の差異の発生額	975
事業主からの拠出額	558
退職給付の支払額	573
年金資産の期末残高	16,117

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	14,474 百万円
年金資産	16,117
	1,643
非積立型制度の退職給付債務	2,743
未積立退職給付債務	1,100
未認識数理計算上の差異	1,861
未認識過去勤務費用	451
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	309
退職給付引当金	2,467
前払年金費用	2,776
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	309

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	746 百万円
利息費用	213
期待運用収益	369
数理計算上の差異の費用処理額	24
過去勤務費用の費用処理額	40
その他	24
確定給付制度に係る退職給付費用	550

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	13%
受益証券等	29%
生保一般勘定	21%
その他	6%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率1.1%退職一時金制度の割引率0.8%長期期待運用収益率2.5%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、172百万円でした。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	17,218 百万円
勤務費用	811
利息費用	181
数理計算上の差異の発生額	1,150
退職給付の支払額	654
その他	13
 退職給付債務の期末残高	18.692

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	16,117 百万円
期待運用収益	402
数理計算上の差異の発生額	711
事業主からの拠出額	511
退職給付の支払額	555
年金資産の期末残高	15,764

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金

及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	15,775 百万円
年金資産	15,764
	11
非積立型制度の退職給付債務	2,917
	2,928
未認識数理計算上の差異	3,409
未認識過去勤務費用	411
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	69
退職給付引当金	2,708
前払年金費用	2,777
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	69
退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	811 百万円
利息費用	181
期待運用収益	402
数理計算上の差異の費用処理額	314
過去勤務費用の費用処理額	40
確定給付制度に係る退職給付費用	863

(5) 年金資産に関する事項

(4)

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	43%
株式	43%
生保一般勘定	13%
その他	1%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率 0.7% 退職一時金制度の割引率 0.5% 長期期待運用収益率 2.5%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、191百万円でした。

税効果会計関係

前事業年度末	当事業年度末
(平成27年 3 月31日)	(平成28年3月31日)

2.403

3,264

1,959

861

1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の	主な原因別の
内訳	
繰延税金資産	百万円
関係会社株式評価減	1,784
賞与引当金	1,504
退職給付引当金	789
所有株式税務簿価通算差異	690
投資有価証券評価減	475
未払事業税	387
ゴルフ会員権評価減	296
減価償却超過額	186
時効後支払損引当金	166
子会社株式売却損	153
関連会社株式譲渡益	169
未払社会保険料	92
外国税支払損失引当金	567
その他	214
繰延税金資産小計	7,479
評価性引当額	1,500
繰延税金資産合計	5,979
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	3,243
前払年金費用	888
繰延税金負債合計	4,132
繰延税金負債の純額	1,847

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	36.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されな	
い項目	6.0%
住民税等均等割	0.0%
タックスヘイブン税制	1.2%
外国税額控除	0.2%
外国子会社からの受取配当に係る外国	
源泉税	- %
税率変更による期末繰延税金資産の減	1.8%
額修正	
評価性引当額	7.3%
その他	2.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.9%

3 . 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税 金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の36%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33%に、平成28年4月1日に開始する前事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の純額は73百万円減少し、法人税等調整額が479百万円、その他有価証券評価差額金が405百万円、それぞれ増加しております。

1. 深层优型负性及U深层优型负债以允工。	工多冰四洲以
内訳	
繰延税金資産	百万円
関係会社株式評価減	1,676
賞与引当金	1,490
退職給付引当金	839
所有株式税務簿価通算差異	669
投資有価証券評価減	460
未払事業税	350
ゴルフ会員権評価減	240
減価償却超過額	177
時効後支払損引当金	163
子会社株式売却損	148
関連会社株式譲渡益	120
未払社会保険料	89
外国税支払損失引当金	-
その他	251
繰延税金資産小計	6,678
評価性引当額	1,453
繰延税金資産合計	5,224
繰延税金負債	

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

その他有価証券評価差額金

前払年金費用

繰延税金負債合計

繰延税金資産の純額

との左共の原因となった土は項目別の内訴	
法定実効税率	33.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない	
項目	6.2%
住民税等均等割	0.0%
タックスヘイブン税制	0.8%
外国税額控除	0.2%
外国子会社からの受取配当に係る外国源	
泉税	0.7%
税率変更による期末繰延税金資産の減額	0.4%
修正	
評価性引当額	0.0%
その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%

3.法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律13号)が平成28年3月29日に成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32%から31%となります。

この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

企業結合等関係

1.会社分割について

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

当社は、野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(以下「NFR&T」)との、平成27年2月18日付吸収分割契約に基づき、NFR&Tの機関投資家顧問事業及びリテール運用関連事業を会社分割により承継いたしました。

(1) 企業結合の概要

会社分割の目的

本件会社分割により、当社は、NFR&Tが行ってきた投資信託の運用・管理に係る事務および機関投資家向けの顧問関連事業をNFR&Tから承継し、野村グループのアセット・マネジメント部門内における営業、運用、管理業務を集約します。ファンドおよび運用会社の分析・評価業務は、NFR&Tが集約して行います。これらの再編により、運用オペレーションの効率化と堅牢性の向上を図り、顧客に対する質の高いサービスの提供が可能となります。また、再編後の当社及びNFR&T両社は、それぞれの専門性を発揮することにより、品質の高い運用商品の提供を行い、投資家の多様なニーズに応えられると判断いたしました。

会社分割日程

吸収分割契約締結日平成27年 2月 18日機関投資家顧問事業の吸収分割効力発生日平成27年 7月 1日リテール運用関連事業の吸収分割効力発生日平成27年 10月 1日

会社分割の方法

当社を分割承継会社とし、NFR&Tを分割会社とする無対価による吸収分割方式であります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

2. 吸収合併について

当社は、野村プライベート・エクイティ・キャピタル株式会社(以下「NPEC」)との、平成27年2月18日付吸収合併契約に基づき、NPECを吸収合併いたしました。

(1) 企業結合の概要

吸収合併の目的

運用オペレーションの効率化と堅牢性の向上を図り、顧客に対する質の高いサービスの提供を可能とする ためであります。

吸収合併日程

吸収合併契約締結日 平成27年 2月 18日 吸収合併効力発生日 平成27年 12月 1日

吸収合併の方法

当社を吸収合併存続会社とし、NPECを吸収合併消滅会社とする無対価による吸収合併方式であります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

セグメント情報等

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製

品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、 地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1.関連当事者との取引

(ア)親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ)子会社等

ĺ		会社等			事業の内容	議決権等	関注	車当事		取引		期末
	種類	の名称又は	所在地	資本金	要素の内容	の所有	者	との関	取引の内容	金額	科目	残高
		氏名			人は帆来	(被所有)割合		係		(百万円)		(百万円)

23 13 7		`	•	- 1	1711-02	1-(-:-:00	,
有価証	E券届b	出書(内	国投	資信託:	受益証券)	

関連会社	株式会社 東野村総合 千 研究所 区	千代田	18,600 (百万円)	情報 サービス業	(所有) 直接 21.4%	サービス・製 品の購入	自社利用の ソフトウェ ア開発の委 託等(*1)	3,990	未払費用	547	
------	-----------------------	-----	-----------------	-------------	---------------------	----------------	-----------------------------------	-------	------	-----	--

(ウ)兄弟会社等

種類	会社等 の名称又は 氏名	所在地	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業		当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*2)	39,273	未払手数料	4,182
親会社の 子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式	東京都中央区	400 (百万円)	投資顧問業		当社投資信託 の運用委託	投資信託の 運用に係る 投資顧問料 の支払 (*3)	1,976	未払費用	815

(エ)役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (*1) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
 - (*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
 - (*3) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

野村ホールディングス㈱(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、 ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は㈱野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(百万円)

㈱野村総合研究所

流動資産合計229,418固定資産合計273,220

流動負債合計87,832固定負債合計65,965

純資産合計	348,841
売上高	358,952
税引前当期純利益	51,509
当期純利益	34,167

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア)親会社及び法人主要株主等 該当はありません。

(イ)子会社等

種類	会社等 の名称又は 氏名	所在地	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事 者 との関 係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
関連会社	株式会社 野村総合 研究所		18,600 (百万円)	情報サービス業	(所有) 直接 20.8%	サービス・製品の購入	自社利用の ソフトウェ ア開発の委 託等(*1)	5,058	未払費用	279

(ウ)兄弟会社等

種類	会社等 の名称又は 氏名	所在地	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業		当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*2)	39,084	未払手数料	3,865
親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400 (百万円)	投資顧問業		当社投資信託 の運用委託	投資信託の 運用に係る 投資顧問料 の支払 (*3)	2,412	未払費用	669

(エ)役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (*1) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
 - (*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*3) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

野村ホールディングス(株)(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は㈱野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(百万円)

	㈱野村総合研究所
流動資産合計	239,155
固定資産合計	324,634
流動負債合計	122,933
固定負債合計	55,456
純資産合計	385,400
売上高	352,003
税引前当期純利益	56,508
当期純利益	40,179

1株当たり情報

前事業年度			当事業年度		
(自 平成26年4月1日		(自	平成27年4月1日		
至 平成27年3月31日))	至	平成28年3月31日)		
1 株当たり純資産額	18,829円58銭	1 株当たり純資産額	į	20,377円23銭	
1 株当たり当期純利益	3,876円72銭	1 株当たり当期純利	l益	4,977円07銭	
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	については、潜	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜			
在株式が存在しないため記載しておりま	きせん。	在株式が存在しないため記載しておりません。			
1 株当たり当期純利益の算定上の基礎		1 株当たり当期純利	益の算定上の基礎		
損益計算書上の当期純利益	19,967百万円	損益計算書上の	当期純利益	25,635百万円	
普通株式に係る当期純利益	19,967百万円	普通株式に係る	当期純利益	25,635百万円	
普通株主に帰属しない金額の主要な「	为訳	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳			
該当事項はありません。		該当事項はあり	りません。		
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中	平均株式数	5,150,693株	

中間財務諸表

中間貸借対照表

11-322147-37/1/24	
	平成28年 9 月30日現在

		有価
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		231
金銭の信託		54,692
有価証券		4,400
未収委託者報酬		13,740
未収運用受託報酬		7,312
繰延税金資産		907
その他		612
貸倒引当金		10
流動資産計		81,887
固定資産		
有形固定資産	1	1,065
無形固定資産		7,506
ソフトウェア		7,505
その他		0
投資その他の資産		21,276
投資有価証券		7,976
関係会社株式		10,341
前払年金費用		2,689
その他		269
固定資産計		29,848
資産合計		111,736

		平成28年9月30日現在		
区分	注記 番号	金額(百万円)		
(負債の部)				
流動負債				
関係会社短期借入金		7,500		
未払収益分配金		1		
未払償還金		31		
未払手数料		4,386		
その他未払金	2	1,424		
未払費用		7,900		
未払法人税等		759		
賞与引当金		2,268		
その他		155		
流動負債計		24,428		
固定負債				
退職給付引当金		2,821		
時効後支払損引当金		538		
繰延税金負債		1,073		
固定負債計		4,432		
負債合計		28,860		
(純資産の部)				
株主資本		78,415		
資本金		17,180		
資本剰余金		13,729		
資本準備金		11,729		
その他資本剰余金		2,000		
利益剰余金		47,505		
利益準備金		685		
その他利益剰余金		46,820		
別途積立金		24,606		
繰越利益剰余金		22,213		
評価・換算差額等		4,459		
その他有価証券評価差額金		4,459		
純資産合計		82,875		

負債・純資産合計	111,736

中間損益計算書

	自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日			
区分	注記 番号	金額(百万円)		
営業収益				
委託者報酬		46,569		
運用受託報酬		14,052		
その他営業収益		112		
営業収益計		60,735		
営業費用				
支払手数料		19,457		
調査費		13,191		
その他営業費用		3,046		
営業費用計		35,695		
一般管理費	1	12,666		
営業利益		12,373		
営業外収益	2	6,027		
営業外費用	3	26		
経常利益		18,374		
特別利益	4	76		
税引前中間純利益		18,451		
法人税、住民税及び事業税		2,145		
法人税等調整額		2,524		
中間純利益		13,781		

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

株主資本								
	資本剰余金			利益剰余金				
資本金	資本準備金	その他 資本 剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他系 別 途 積立金	益剰余金 繰 越 利 益 剰余金	利 益剰余金合計	株主資本合計

当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	43,405	68,696	99,606
当中間期変動額									
剰余金の配当							34,973	34,973	34,973
中間純利益							13,781	13,781	13,781
株主資本以外の									
項目の当中間期									
变動額									
(純額)									
当中間期変動額合							21,191	21,191	21,191
計	-	-	-	-	-	-	21,191	21,191	21,191
当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	22,213	47,505	78,415

(単位:百万円)

	評価・換算	算差額等		
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計	
当期首残高	5,349	5,349	104,956	
当中間期変動額				
剰余金の配当			34,973	
中間純利益			13,781	
株主資本以外の項目の	889	889	889	
当中間期変動額(純額)	009	009	609	
当中間期変動額合計	889	889	22,081	
当中間期末残高	4,459	4,459	82,875	

[重要な会計方針]

1	有価証券の評価基準及び評価 方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの…中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処 理し、売却原価は移動平均法により算定 しております。) 時価のないもの…移動平均法による原価法
2	運用目的の金銭の信託の評価 基準及び評価方法	時価法によっております。
3	固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日 以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに平成28年4 月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物について は、定額法によっております。
4	引当金の計上基準	(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。 (1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(2) 賞与引当金

賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間 会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付 算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。

退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用 は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の 年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理 することとしております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

6 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

[会計方針の変更]

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号平成28年6月17日)を当中間会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当中間会計期間において、中間財務諸表に与える影響額は軽微であります。

[注記事項]

中間貸借対照表関係

平成28年9月30日現在

1 有形固定資産の減価償却累計額

3,889百万円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

中間損益計算書関係

自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日 1 減価償却実施額

有形固定資產 115百万円 無形固定資產 1,211百万円

2 営業外収益のうち主要なもの

 受取配当金
 4,882百万円

 金銭信託運用益
 938百万円

3 営業外費用のうち主要なもの

支払利息 11百万円 時効後支払損引当金繰入 14百万円

4 特別利益の内訳

投資有価証券等売却益5百万円関係会社清算益41百万円株式報酬受入益30百万円

中間株主資本等変動計算書関係

自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2 配当に関する事項

配当金支払額

平成28年5月13日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(1)配当金の総額34,973百万円(2)1株当たり配当額6,790円(3)基準日平成28年3月31日(4)効力発生日平成28年6月24日

金融商品関係

当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成28年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	231	231	-
(2)金銭の信託	54,692	54,692	-
(3)未収委託者報酬	13,740	13,740	-
(4)未収運用受託報酬	7,312	7,312	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	11,173	11,173	-
(6)関係会社株式	3,064	165,608	162,544

資産計	90,215	252,759	162,544
(7)未払金	5,844	5,844	-
未払収益分配金	1	1	1
未払償還金	31	31	1
未払手数料	4,386	4,386	-
その他未払金	1,424	1,424	-
(8)未払費用	7,900	7,900	ı
(9)未払法人税等	759	759	
負債計	22,004	22,044	-

注1:金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(7) 未払金、(8) 未払費用、(9) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2: 非上場株式等(中間貸借対照表計上額:投資有価証券1,202百万円、関係会社株式7,277百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)有価証券及び投資有価証券」「(6)関係会社株式」には含めておりません。

有価証券関係

当中間会計期間末 (平成28年9月30日)

- 1.満期保有目的の債券(平成28年9月30日) 該当事項はありません。
- 2 . 子会社株式及び関連会社株式(平成28年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	165,608	162,544
合計	3,064	165,608	162,544

3. その他有価証券(平成28年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えるも の			
株式	6,773	282	6,490
小計	6,773	282	6,490
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの			
譲渡性預金	4,400	4,400	-
小計	4,400	4,400	-
合計	11,173	4,682	6,490

セグメント情報等

当中間会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、 主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

1株当たり情報

自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日

1株当たり純資産額 16,090円12銭

1株当たり中間純利益 2,675円66銭

(注) 1.潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。

2.1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益 13,781百万円

普通株主に帰属しない金額

普通株式に係る中間純利益 13,781百万円 期中平均株式数 5,150千株

[重要な後発事象]

平成28年10月27日開催の臨時株主総会において、親会社である野村ホールディングス株式会社に対して、保有する株式会社野村総合研究所、株式会社ジャフコ及び朝日火災海上保険株式会社の全株式を剰余金の配当として現物配当(適格現物分配)することを決議し、同日に配当を実施いたしました。

なお、平成28年9月30日現在における有価証券の保有目的は、株式会社野村総合研究所については関連会社株式、株式会社ジャフコ及び朝日火災海上保険株式会社についてはその他有価証券であります。

1.配当財産の種類及び帳簿価額

株式会社野村総合研究所普通株式47,725,700株3,064百万円株式会社ジャフコ普通株式2,304,000株282百万円朝日火災海上保険株式会社普通株式124,300株87百万円

2 . 剰余金の配当効力発生日

平成28年10月27日(木)

3.配当原資

利益剰余金

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の 額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託者

(a)名称	* (b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
		銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に
		基づき信託業務を営んでいます。

^{*}平成28年11月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	* (b)資本金の額	(c)事業の内容
いちよし証券株式会社	14,577百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取 引業を営んでいます。

野村信託銀行株式	式会社 35	,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

^{*}平成28年11月末現在

(3)運用の委託先

(a)名称	* (b)資本金の額	(c)事業の内容
ピムコジャパンリミテッド	13,411,674.44米ドル	金融商品取引法に基づき、投資運用業、投資助言・代理業、及び第二種金融商品取引業等を行なっております。

^{*}平成28年9月末現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の 保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いを行ない、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約 金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

(3)運用の委託先

委託会社から運用の指図に関する権限の一部委託を受け、信託財産の運用の指図を行ないます。

3【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3)運用の委託先

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1)目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。
- (2)目論見書の巻末に約款を掲載する場合があります。
- (3)届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
- (6)目論見書の表紙裏等にインターネットホームページに加え、他のインターネットのアドレス(当該アドレス

EDINET提出書類

野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

をコード化した図形等も含む)も掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手 できる旨を記載する場合があります。

- (7)目論見書に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産 総額および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。
- (8)目論見書に投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載する場合があり ます。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月6日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 一御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士

岩部俊夫

業務執行社員

業務執行社員

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

森重俊寛

指定有限責任社員

公認会計士

櫻 井 雄一郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第57期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成28年12月22日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 岩

岩部俊夫

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

森 重 俊 實

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているピムコ・世界インカム戦略ファンド(円コース)の平成28年5月17日から平成28年11月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、 ピムコ・世界インカム戦略ファンド(円コース)の平成28年11月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終 了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の 規定により記載すべき利害関係はない。

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成28年12月22日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 岩

岩部俊夫

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

森 重 俊 實

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているピムコ・世界インカム戦略ファンド(米ドルコース)の平成28年5月17日から平成28年11月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、 ピムコ・世界インカム戦略ファンド(米ドルコース)の平成28年11月16日現在の信託財産の状態及び同日をもっ て終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成28年12月22日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 岩部俊夫

業務執行社員

公認会計工 右部後大

指定有限責任社員

森 重 俊 寛

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているピムコ・世界インカム戦略ファンド(世界通貨分散コース)の平成28年5月17日から平成28年11月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、 ピムコ・世界インカム戦略ファンド(世界通貨分散コース)の平成28年11月16日現在の信託財産の状態及び同日 をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成28年11月21日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 一御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士

岩部俊夫

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

森重俊寛

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士

櫻 井 雄一郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第58期事業年度の中間会計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度 監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査 法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づ いて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用され る。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監 査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年10月27日付で、親会社である野村ホールディングス株式会社に対して、保有する株式を現物配当している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。